

筑後川下流圏域  
河川整備計画

令和8年3月

福岡県



## 目 次 (1 / 2)

第1章 下流圏域の概要	1
1-1 圏域の概要	1
1. 圏域内河川の状況	1
2. 圏域内河川概要	3
3. 地形、地質	8
4. 気候	10
5. 歴史・文化	11
6. 土地利用	13
7. 自然公園の指定状況	14
8. 人口・産業経済・交通	15
9. 内水面利用	18
1-2 治水と利水の歴史	19
1. 治水の歴史	19
2. 利水の歴史	20
第2章 河川の現状と課題	21
2-1 治水の現状と課題	21
1. 洪水対策	21
2. 内水対策	24
2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題	25
1. 水利用	25
2. 河川空間利用	26
2-3 河川環境	27
1. 圏域の特徴	27
2. 河川環境の課題	33
2-4 河川水質	34
2-5 まとめ	37
第3章 河川整備の目標に関する事項	38
3-1 河川整備計画の対象区間	38
3-2 河川整備計画の対象期間	39
3-3 河川整備計画における基本理念	39

## 目 次 ( 2 / 2 )

3-4	洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	40
1.	洪水対策	40
2.	内水対策	42
3.	地震・津波対策	42
4.	河川の維持	42
3-5	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境の整備と保全に関する目標	43
1.	水利用	43
2.	河川空間利用	43
3.	河川環境	43
4.	河川水質	43
第4章	河川の整備の実施に関する事項	44
4-1	河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	44
1.	河川工事の目的、種類	44
2.	洪水対策	44
3.	内水対策	60
4-2	河川の維持の目的、種類及び施行の場所	61
1.	河川維持の目的	61
2.	河川維持の種類	61
3.	施行の場所	62
4-3	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境の整備と保全に関する事項	63
1.	水利用	63
2.	河川空間利用	63
3.	河川環境	63
4.	河川水質	63
4-4	その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	64
1.	洪水等に対する総合的な被害軽減対策の推進	64
2.	ソフト対策の具体的な取り組み	66
3.	河川の利用・整備等に関する地域住民との連携	69

## 第1章 下流圏域の概要

### 1-1 圏域の概要

#### 1. 圏域内河川の状況

筑後川は、その源を熊本県阿蘇郡瀬の本高原に発し、高峻な山岳地帯を流下して、日田市において、九重連山から流れ下る玖珠川を合わせ典型的な山間盆地を流下し、その後、夜明狭谷を過ぎ、佐田川、小石原川、巨瀬川、宝満川等多くの支川を合わせながら、肥沃な筑紫平野を貫流し、さらに、早津江川を分流して有明海に注ぐ、幹川流路延長<sup>※1</sup>143 km、流域面積 2,860 km<sup>2</sup>の九州最大の一級河川です。

筑後川水系下流圏域(以下「下流圏域」と称す)は、筑後川本川の筑後大堰下流から筑後川河口までの区間で、主に筑後平野<sup>※2</sup>を流下し筑後川と合流する福岡県管理河川の流域です。(図 1-1 参照)

※1 幹線流路延長とは、筑後本川筋の源流から河口までの長さです。

※2 筑後平野は、久留米市を中心に広がる平野で、筑紫平野のうち筑後川より東の地域を指して呼ぶ名称です。

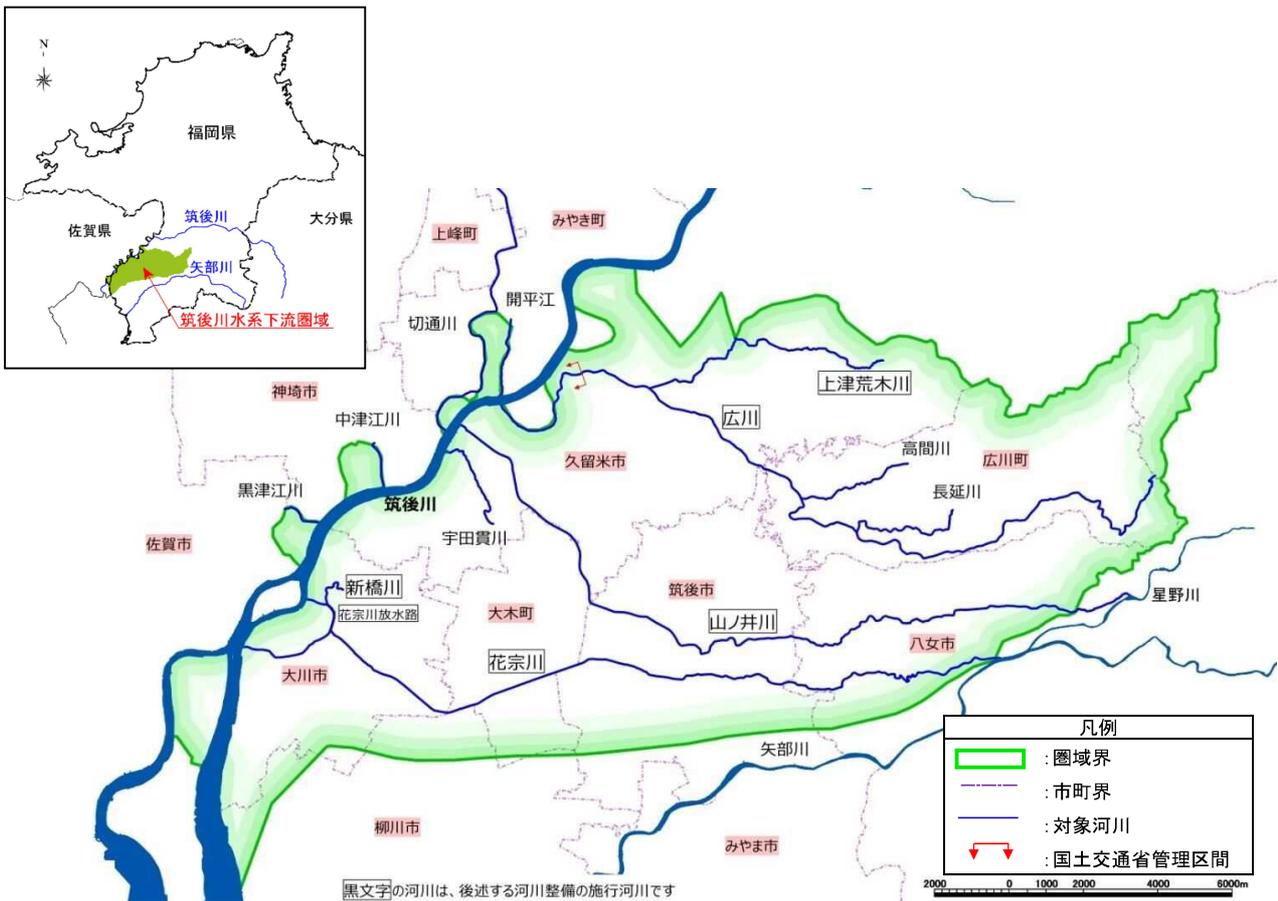


図 1-1 筑後川水系下流圏域位置図

第1章 下流圏域の概要

1-1 圏域の概要

下流圏域は、久留米市、広川町、八女市、筑後市、大木町、柳川市、大川市の5市2町にまたがっています。下流圏域内の県管理河川は、筑後川本川に直接流入する花宗川、新橋川、黒津江川、中津江川、宇田貫川、広川、山ノ井川、切通川、開平江の9河川と、広川に流入する上津荒木川、高間川、長延川の3支川を合わせた12河川です。（表 1-1、表 1-2 参照）

表 1-1 筑後川水系下流圏域内の市町と河川(県管理区間)一覧

行政区域名	市町を流れる河川名 (県管理区間)
久留米市	山ノ井川、切通川、開平江、中津江川、宇田貫川、広川、上津荒木川
広川町	広川、高間川、長延川
八女市	花宗川、山ノ井川
筑後市	花宗川、山ノ井川
大木町	花宗川、山ノ井川
柳川市	花宗川
大川市	花宗川、新橋川、黒津江川

表 1-2 筑後川水系下流圏域内河川(県管理区間)の諸元

河川名	河川区間		県管理区間延長 (km)
	上流端	下流端	
1 花宗川	左岸：八女市津江字川原 961 番の1 地先 右岸：八女市津江字西屋敷 1119 番の1 地先	筑後川合流点	23.0
2 新橋川	大川市大字諸富 821 番地先	筑後川合流点	2.6
3 黒津江川	左岸：大川市大字道海島字平野 72 番地先 右岸：佐賀県	筑後川合流点	0.8
4 中津江川	左岸：佐賀県 右岸：久留米市城島町浮島字東潟	筑後川合流点	0.7
5 宇田貫川	左岸：久留米市城島町江上字立園 672 番の1 右岸：久留米市城島町江上字立園 665 番	筑後川合流点	2.8
6 切通川	左岸：久留米市城島町芦塚字中開 右岸：佐賀県	筑後川合流点	5.6
7 開平江	左岸：佐賀県 右岸：久留米市城島町芦塚江見江 272 番地先	筑後川合流点	1.8
8 山ノ井川	左岸：八女市山内字中島 1174 番地先 右岸：八女市長野字下開 161 番地先	筑後川合流点	24.5
9 広川	左岸：八女郡広川町大字水原字一の坂 4849 番地先 右岸：八女郡広川町大字水原字小田代 4848 番の3 地先	左岸：久留米市大善寺町中津字氏口 890 番地先の大善寺橋 右岸：久留米市大善寺町藤吉井出の口 484 番地先の大善寺橋	21.1
10 上津荒木川	左岸：久留米市高良内町字下柳ノ瀬 4603 番 1 右岸：久留米市高良内町字下柳ノ瀬 4602 番 3	広川合流点	7.7
11 高間川	左岸：八女郡広川町大字日吉字橋本 774 番の1 地先 右岸：八女郡広川町大字日吉字口の坪 787 番地先	広川合流点	3.5
12 長延川	左岸：八女郡広川町大字長延字鹿子 657 番の1 地先 右岸：八女郡広川町大字久泉字谷の上 637 番地先	広川合流点	3.9

## 2. 圏域内河川概要

### (1) 花宗川（一次支川）

花宗川は、矢部川の花宗堰から分流し、八女市、筑後市、大木町、柳川市、大川市を流下し、大川市若津港上流で筑後川に合流する河川です。

流域の大半は低地部で、河川沿いの開けた土地は、住宅地や農用地として利用されています。花宗川の水は、かんがい期には多くの井堰により農業用水路やクリークに貯留され、八女市、筑後市、大木町、柳川市、大川市の農業用水として利用されています。新酒見堰より下流は、有明海の干満の影響を受ける感潮区間で、干潟やヨシ原が形成されています。（写真 1-1、写真 1-2 参照）



写真 1-1 大福寺橋（22k400 付近）より  
下流を望む



写真 1-2 江の津橋（2k200 付近）より  
下流を望む

### (2) 新橋川（一次支川）

新橋川は、大川市大字諸富を上流端とし、大川市三又漁港下流で筑後川に合流する河川です。

有明海の干満の影響を受ける感潮区間には、干潟やヨシ原が形成されています。（写真 1-3 参照）



写真 1-3 上野橋（0k400 付近）より下流を望む

(3) 黒津江川（一次支川）

黒津江川は、大川市大字道海島と佐賀県神埼市千代田町との境を流下し、鐘ヶ江大橋上流で筑後川に合流する河川です。

本河川は筑後川本川の旧河道で、河川周辺の開けた土地は、住宅地や農用地として利用されています。（写真 1-4 参照）



写真 1-4 日本杉橋（0k380 地点）より下流を望む

(4) 中津江川（一次支川）

中津江川は、久留米市城島町浮島と佐賀県神埼市千代田町との境を流下し、青木中津大橋下流で筑後川に合流する河川です。

本河川は筑後川本川の旧河道で、上流には工業団地が整備され、河川周辺の開けた土地は、住宅地や農用地として利用されています。有明海の干満の影響を受ける感潮区間には、干潟やヨシ原が形成されています。（写真 1-5 参照）



写真 1-5 平成橋（0k410 地点）より下流を望む

**(5) 宇田貫川（一次支川）**

宇田貫川は、久留米市城島町江上から旧城島町市街を流下し、六五郎橋下流で筑後川に合流する河川です。

河川周辺部は昔から住宅が密集しています。河川沿いは公園が整備されており、市民の散策路として利用されています。有明海の干満の影響を受ける感潮区間には、干潟やヨシ原が形成されています。（写真 1-6 参照）



写真 1-6 鷺園橋（1k060 地点）より下流を望む

**(6) 切通川（一次支川）**

切通川は、佐賀県三養基郡上峰町を上流端とし、久留米市城島町芦塚と佐賀県三養基郡みやき町との境を流下し、下田大橋下流で筑後川に合流する河川です。

本河川は筑後川本川の旧河道で、河川周辺の開けた土地は、住宅地や農用地として利用されています。有明海の干満の影響を受ける感潮区間には、干潟やヨシ原が形成されています。（写真 1-7 参照）



写真 1-7 三城橋（2k600 地点）より下流を望む

**(7) 開平江（一次支川）**

開平江は、久留米市城島町芦塚<sup>あしづか</sup>で切通川より分流した地点を上流端とし、佐賀県三養基郡みやき町との境を流下し、下田大橋上流で筑後川に合流する河川です。（写真 1-8 参照）



写真 1-8 芦納橋（0k700 地点）より下流を望む

**(8) 山ノ井川（一次支川）**

山ノ井川は、矢部川支川星野川<sup>ほしの</sup> 3k300 地点の山ノ井堰から分流し、八女市、筑後市、大木町、久留米市城島町を流下し、六五郎橋上流で筑後川に合流する河川です。

流域の大半は低地部で、河川沿いの開けた土地は、住宅地や農用地として利用されています。山ノ井川の水は、かんがい期には多くの井堰により農業水路やクリークに貯留され、久留米市、八女市、筑後市、大木町の農業用水として利用されています。井竜堰<sup>いりゅう</sup>より下流は、有明海の干満の影響を受ける感潮区間で、河道内には干潟やヨシ原が形成されています。（写真 1-9 参照）



写真 1-9 新若菜橋（9k500 付近）より下流を望む

(9) 広川（一次支川、二次支川高間川、長延川を併せて記述）

広川は、八女市上陽町の発心山を源とし、広川ダムに流れ込み、長延川・高間川・上津荒木川を合わせて久留米市南部の市街地を流下し、下田大橋上流で筑後川に合流する河川です。

八竜井堰より下流は、有明海の干潮の影響を受け、河床には干潟が形成されています。

永代橋より上流では、広川の水はかんがい期に多くの井堰により久留米市や広川町の農業用水に利用されています。（写真 1-10、写真 1-11、写真 1-12 参照）



写真 1-10 広川 永代橋  
(6k500 付近) より下流を望む



写真 1-11 長延川 吉里橋  
(1k050 地点) より下流を望む



写真 1-12 高間川 下指合橋  
(0k470 地点) より下流を望む

(10) 上津荒木川（二次支川）

上津荒木川は、久留米市高良内町を上流端とし、久留米市南部の市街地を流下し、久留米市大善寺町で広川に合流する河川です。

本河川には旧河川を利用した水辺広場が整備され、市民の憩いの場となっています。流域の上流には久留米市南部の市街地が広がり、下流は農用地として利用されています。（写真 1-13 参照）



写真 1-13 松本橋（3k700 付近）より上流を望む

3. 地形、地質

(1) 地形

下流圏域は、福岡県南西部に位置し、東側を<sup>みのう</sup>耳納山地、南側を東から西へ流下する矢部川と、西側を北東から南西へ流下する筑後川に囲まれた地域です。また、圏域内の地形は東から西へと標高が徐々に低くなっていますが、大きくは東側の「山地」、中央部の「台地」、西側の「低地」の3地形に区分されます。

下流圏域内の地形分類（図 1-2 参照）によると、川の土砂運搬作用によって形成された<sup>せんじょうち</sup>扇状地性<sup>せい</sup>と三角州性の低地が大半を占めています。



図 1-2 下流圏域内の地形分類図

出典：「治水地形分類図、国土地理院」を参考とし加筆修正

(2) 地質

下流圏域に分布する地質は、地形区分にほぼ対応した形になっています。(図 1-3 参照)

東側の山地には、最も古い時代に形成された三群-周防変成岩類と呼ばれる泥質片岩や砂質片岩、緑色片岩などの硬質な岩盤が分布しています。

下流圏域の中央部に広く分布しているのは、中位及び低位の台地を形成している堆積岩類で、地層としては未固結の砂礫や砂、粘土からなり、西側の低地部には粘土や砂よりなる沖積層が分布しています。

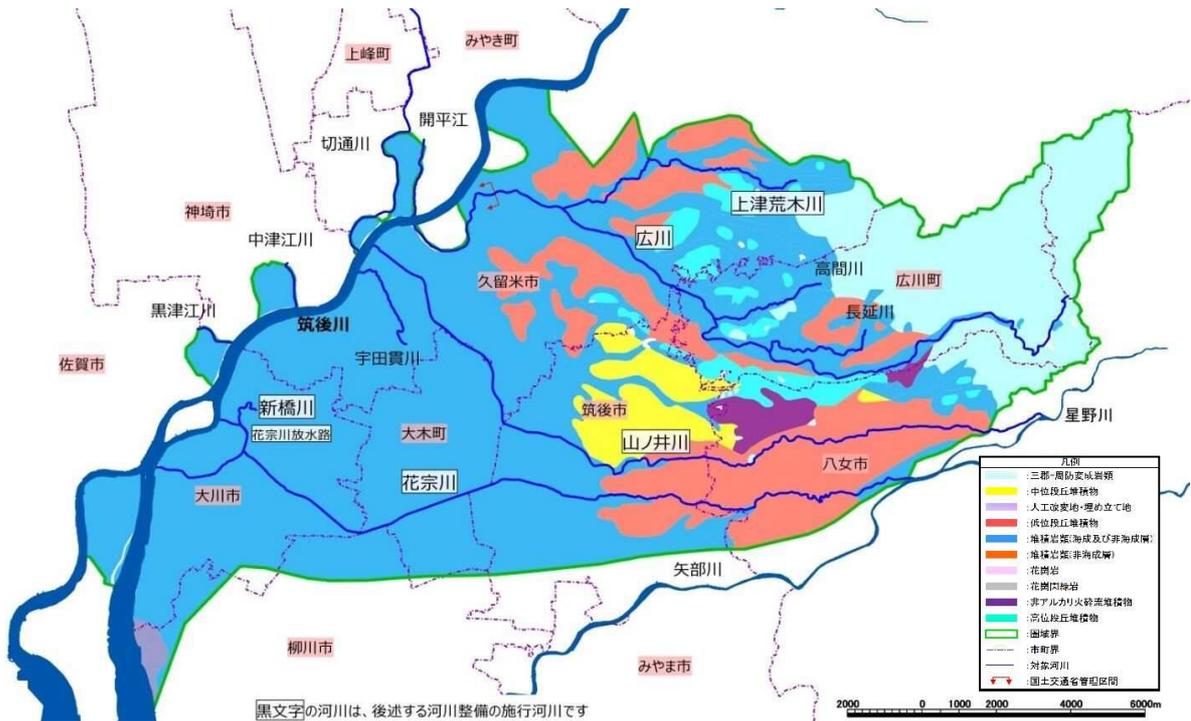


図 1-3 下流圏域内の地質図

出典：「日本シームレス地質図、地質調査総合センター」より

4. 気候

下流圏域は、九州最大の筑紫平野東南部に位置し、九州の気候区分によると当平野を中心とする内陸平野部は、内陸型気候区に属します。この気候の特徴は、三方を脊振山地、三郡山地、筑肥山地などの山に囲まれ、最高気温が高く最低気温が低い傾向にあります。（図 1-4 参照）

久留米気象観測所における昭和 51 年から令和 4 年の記録によると、年平均気温は約 16.5℃で、年平均降水量は 2,060 mm となっています。

この地域において、年間を通じ降水量がもっとも多い時期は、6、7月の梅雨期であり、8、9月の台風期まで含めた4ヶ月間の総雨量は、年間平均降水量の約5割に達しています。（図 1-5 参照）



図 1-4 九州の気候区分

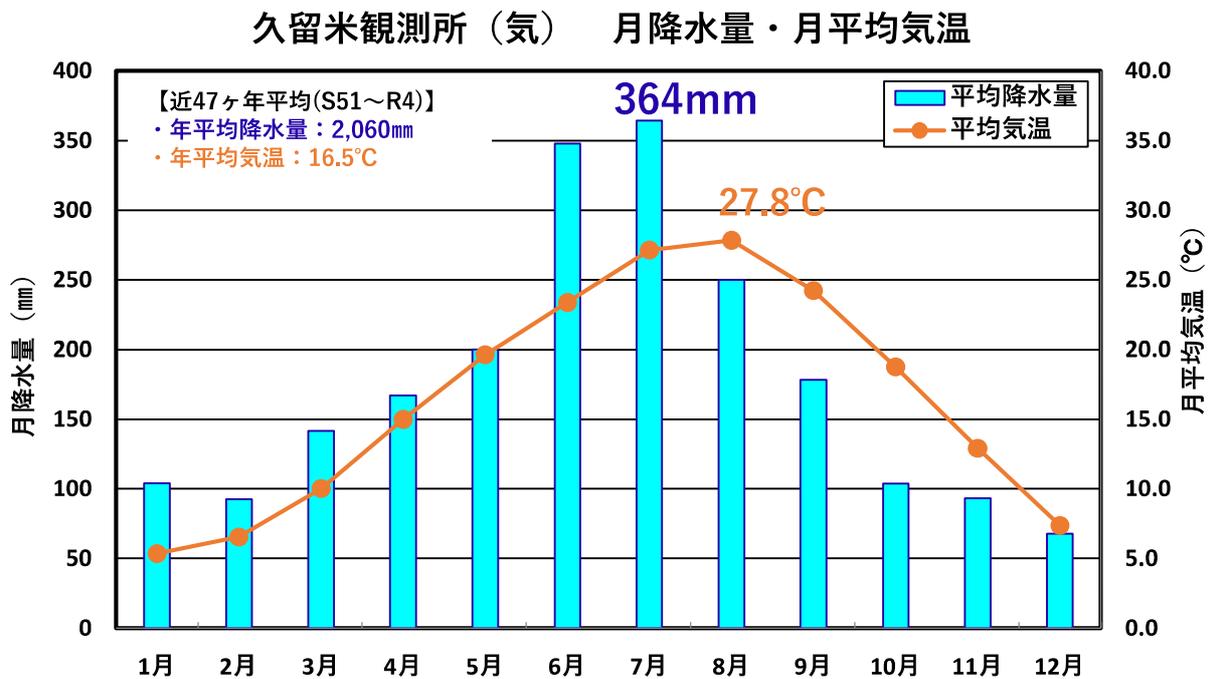


図 1-5 久留米気象観測所の月降水量と月平均気温（昭和 51 年から令和 4 年の 46 カ年平均）  
 出典：気象庁 久留米気象観測所データ

## 5. 歴史・文化

下流圏域には、歴史・文化に関する史跡や伝統行事等の観光資源が多く存在しています。(表 1-3、図 1-6 参照)

歴史・文化にまつわる史跡として、八女丘陵一帯には、岩戸山古墳(八女市)、石人山古墳(広川町)など11基の著名な前方後円古墳群等が点在し、特に、岩戸山古墳は、日本書紀に出てくる筑紫君磐井の墓で、八女丘陵に点在する古墳群の中心と考えられています。

八女市には、八女福島<sup>おやふくしま</sup>の旧往還道路沿いに、商家的な色彩と職人的な色彩を併せ持った純和風の土蔵造り白壁の建物が残され、「八女市八女福島伝統的建造物群保存地区」に指定されています。また、鈍土羅<sup>どんとら</sup>の樟、山内のチシャノキ等の天然記念物があります。

広川町には、武装石人等の文化財(考古資料)、筑後市には、水田天満宮本殿、坂東寺の石造五重塔等の文化財(建造物)があります。

大川市には、風浪神社本殿、風浪神社五重塔等の文化財(建造物)や、白鷺<sup>しらぎ</sup>の樟等の天然記念物があります。

久留米市には、御塚・権現塚古墳等の史跡、絹本著色玉垂宮縁起等の文化財(絵画)があります。

さらに、圏域内の各所はカササギ生息地が天然記念物として、また、伝統工芸品である久留米<sup>くろめ</sup>緋が重要無形文化財に指定されています。その他歴史的遺構としては、柳川市・大川市・大木町・筑後市のクリークの掘割や、筑後川昇開橋、デ・レーケ導流堤等が挙げられます。

祭り・伝統行事については、玉垂宮の鬼夜(久留米市)、花宗川で行われる風浪宮例大祭(大川市)や、久富盆綱曳き(筑後市)等が行われ、多くの観光客が訪れています。また、地域の伝統行事として、山ノ井川(八女市大籠)では、子供の水難除け、田の水の祈願、梅雨期の水害防止を祈念する川まつりが行われています。

食文化については、日本では有明海湾奥部にのみ生息するエツの漁が、産卵のため筑後川の汽水域を遡上する初夏に行われ、屋形船などで獲れたてが供されるエツ料理は、この時期、この地域だけの風物となっています。

表 1-3 圏域内の指定文化財一覧

所在地	分類1	分類2	名称	指定年月日	備考
広川町	国指定	重要文化財(工芸品)	武装石人	昭和13年8月8日	石人山古墳所在
広川町 八女市 筑後市	国指定	史跡	八女古墳群(石人山古墳、乗場古墳、岩戸山古墳、弘化谷古墳、善蔵塚古墳、丸山塚古墳、丸山古墳、茶臼塚古墳)	大正11年3月8日 昭和53年3月24日	追加指定
大木町 柳川市 大川市 久留米市	国指定	天然記念物	カササギ生息地	大正12年3月7日	
大川市	国指定	重要文化財(建造物)	風浪神社本殿	明治40年5月27日	
大川市	国指定	重要文化財(建造物)	旧筑後川橋梁(筑後川昇開橋)	平成15年5月30日	
大川市	国指定	重要文化財(建造物)	風浪神社五重塔	明治43年8月29日	
大川市	国指定	重要文化財(建造物)	旧吉原家住宅(福岡県大川市小保)	平成11年12月1日	
大川市	国指定	登録有形文化財(建造物)	旧吉原家住宅通用門及び煉瓦塀	平成29年5月2日	
大川市	県指定	記念物(天然記念物)	白鷺の樟	昭和35年1月12日	
大川市	県指定	有形文化財(建造物)	旧緒方家住宅	平成31年3月19日	
筑後市	県指定	有形文化財(建造物)	水田天満宮本殿	昭和36年4月18日	
筑後市	県指定	有形文化財(建造物)	坂東寺の石造五重塔	昭和36年10月21日	
八女市	国指定	重要文化財(考古資料)	石人/石鞆/石盾 附 石人等残欠	昭和51年6月5日	岩戸山歴史文化交流館所在
八女市	国指定	重要伝統的建造物群保存地区	八女市八女福島	平成14年5月23日	
八女市	県指定	記念物(天然記念物)	鈍土羅の樟	昭和28年12月3日	
久留米市	国指定	重要文化財(絵画)	絹本著色玉垂宮縁起	明治44年4月17日	玉垂宮所在
久留米市	国指定	史跡	浦山古墳	昭和32年7月23日	
久留米市	国指定	史跡	御塚・権現塚古墳	昭和6年10月21日	

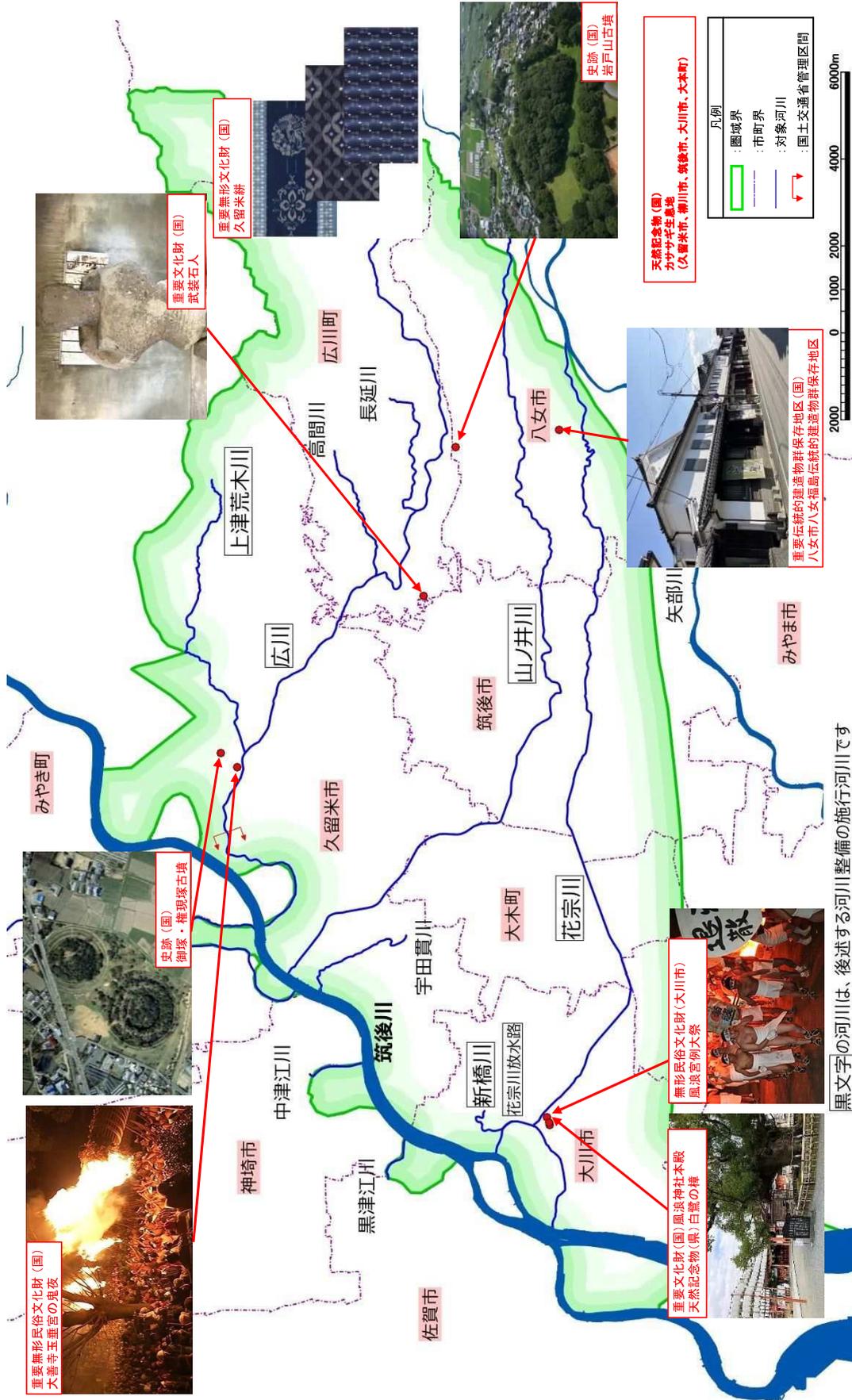


図 1-6 下流圏域の主な文化財位置図

6. 土地利用

下流圏域の土地利用は、上流域の山地部と下流域の平野部に大きく区分されます。（図 1-7 参照）

上流域の山地部では、スギ・ヒノキの針葉樹人工林やシイ・クヌギ等の広葉樹が混在した林が主体の地域と、茶、果樹、畜産等の農業地域としての利用が見られます。（写真 1-14 参照）

下流域の平野部では、県南地区の中核都市である久留米市南部、八女市、筑後市、大川市の市街地を中心に、中規模の田園都市が形成されています。（写真 1-15 参照）

また、筑後平野は、昔から福岡県最大の穀倉地帯であり、田・畑が圏域全体の約 47%を占めています。昭和 40 年代以降は「筑後川下流土地改良事業」をはじめとする農業基盤整備が進められ、米・麦を中心に、電照菊、イグサ、果樹等の農産物生産地帯として大規模な農用地が広がっています。



写真 1-14 上流丘陵部の茶畑風景



写真 1-15 下流平野部の田園風景

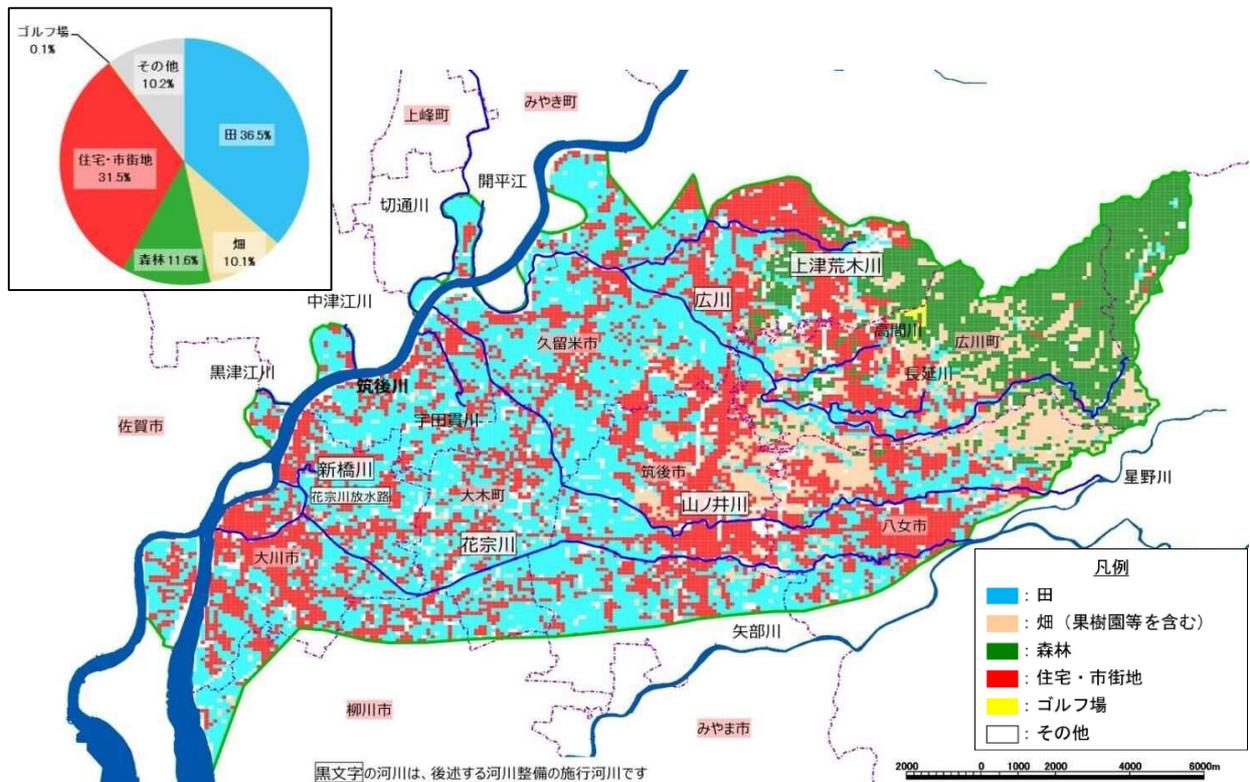


図 1-7 下流圏域内の土地利用図

出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ、令和3年度

7. 自然公園の指定状況

下流圏域は、筑後川と矢部川に挟まれた豊かな自然環境に恵まれ、その周辺は筑後川県立自然公園と矢部川県立自然公園に指定されています。（表 1-4、図 1-8 参照）

なお、下流圏域内には鳥獣保護区は設定されていません。

表 1-4 下流圏域周辺の自然公園区域

種別	公園名	関係市町	指定年月日	備考
県立自然公園	筑後川県立自然公園	久留米市、八女市	S25. 5. 13	
県立自然公園	矢部川県立自然公園	八女市、筑後市	S25. 5. 13	



図 1-8 下流圏域周辺の自然公園区域図

8. 人口・産業経済・交通

(1) 人口

下流圏域を構成している市町の人口は、令和2年時点で約55万人であり、福岡県全人口の約1割にあたります。人口の推移は、八女市、大川市、柳川市は減少傾向にあり、筑後市は増加傾向にあります。大木町、広川町は、平成22年までは増加傾向でしたが、平成27年以降減少傾向に転じています。また、久留米市は平成27年まで増加傾向でしたが、令和2年は減少しています。（表1-5、図1-9参照）

表 1-5 圏域内関係市町の人口経年変化

圏域内関係市町	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
久留米市	旧久留米市	216,972	222,847	228,347	234,433	236,543	-	-	-
	旧城島町	13,975	14,273	14,063	13,994	13,946	-	-	-
	旧三瀬町	13,523	14,477	14,731	15,406	15,459	-	-	-
	旧田主丸町	22,437	22,553	22,230	21,775	21,532	-	-	-
	旧北野町	13,384	14,424	15,294	17,133	17,404	-	-	-
合計	280,291	288,574	294,665	302,741	304,884	306,434	302,402	304,552	303,316
八女市	旧八女市	39,408	40,286	39,816	39,818	39,610	38,949	-	-
	旧上陽町	5,483	5,240	4,953	4,508	4,223	3,867	-	-
	旧黒木町	17,705	17,267	16,616	15,691	14,685	13,615	-	-
	旧立花町	14,904	14,549	14,055	13,430	12,530	11,662	-	-
	旧矢部村	2,696	2,484	2,145	1,942	1,760	1,613	-	-
	旧星野村	4,882	4,730	4,310	4,103	3,881	3,554	-	-
合計	85,078	84,556	81,895	79,492	76,689	73,260	69,057	64,408	60,608
筑後市	41,698	43,359	43,835	45,289	47,348	47,844	48,512	48,339	48,827
大川市	49,537	47,837	45,704	43,341	41,338	39,213	37,448	34,838	32,988
柳川市	旧柳川市	45,587	44,942	43,791	43,245	41,815	-	-	-
	旧三橋町	17,315	17,743	14,731	18,427	18,454	-	-	-
	旧大和町	19,283	19,178	18,699	18,134	17,343	-	-	-
合計	82,185	81,863	77,221	79,806	77,612	74,539	71,375	67,777	64,475
大木町	12,721	13,177	13,232	13,525	13,862	14,282	14,350	14,176	13,820
広川町	17,154	17,740	18,629	19,437	19,779	20,248	20,253	20,183	19,969
圏域内関係市町村合計	568,664	577,106	575,181	583,631	581,512	575,820	563,397	554,273	544,003
福岡県全体	4,553,461	4,719,259	4,811,050	4,933,393	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	5,135,214

※1:久留米市は平成17年に城島町、三瀬町、田主丸町、北野町と合併。  
 ※2:八女市は平成18年に上陽町と合併。平成22年に黒木町、立花町、矢部村、星野村と合併。  
 ※3:柳川市は平成18年に大和町、三橋町と合併

出典：昭和55年～令和2年 国勢調査結果 人口等基本集計（総務省統計局）

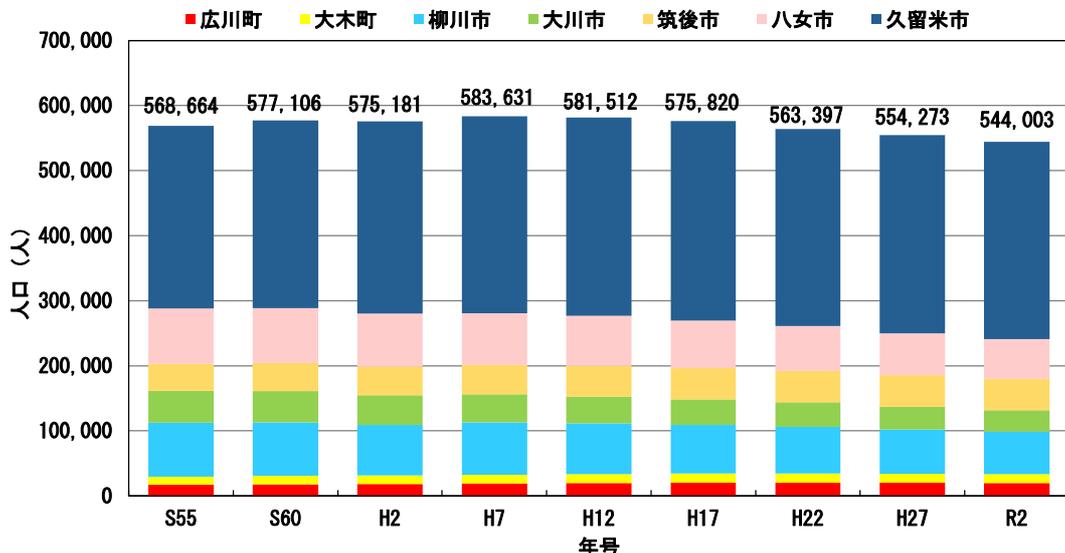


図 1-9 圏域内関係市町の人口経年変化

(2) 産業経済

下流圏域を構成する市町の産業別人口は、第1次、2次産業就業者が減少し、第3次産業就業者が増加傾向となっています。第1次産業では就業者数が減少しつつありますが、米・麦をはじめ、ミカン、茶、電照菊、酪農、イグサ、野菜などの生産性の高い都市近郊型農業が行われています。

第2次産業では食料品製造業、一般機械業を中心に、久留米餅、和紙、畳表、竹細工、仏壇、提灯、漬物、酒など農家の副業から発達した多彩な伝統工業も盛んです。近年、久留米・広川新産業団地や浮島工業団地に様々な企業が誘致され、地域の就業の場が増大しています。

第3次産業では、就業人口が増加傾向にあり、食料品をはじめとする各種小売業や、医療・社会福祉、運送業等多岐にわたっています。(図 1-10 参照)

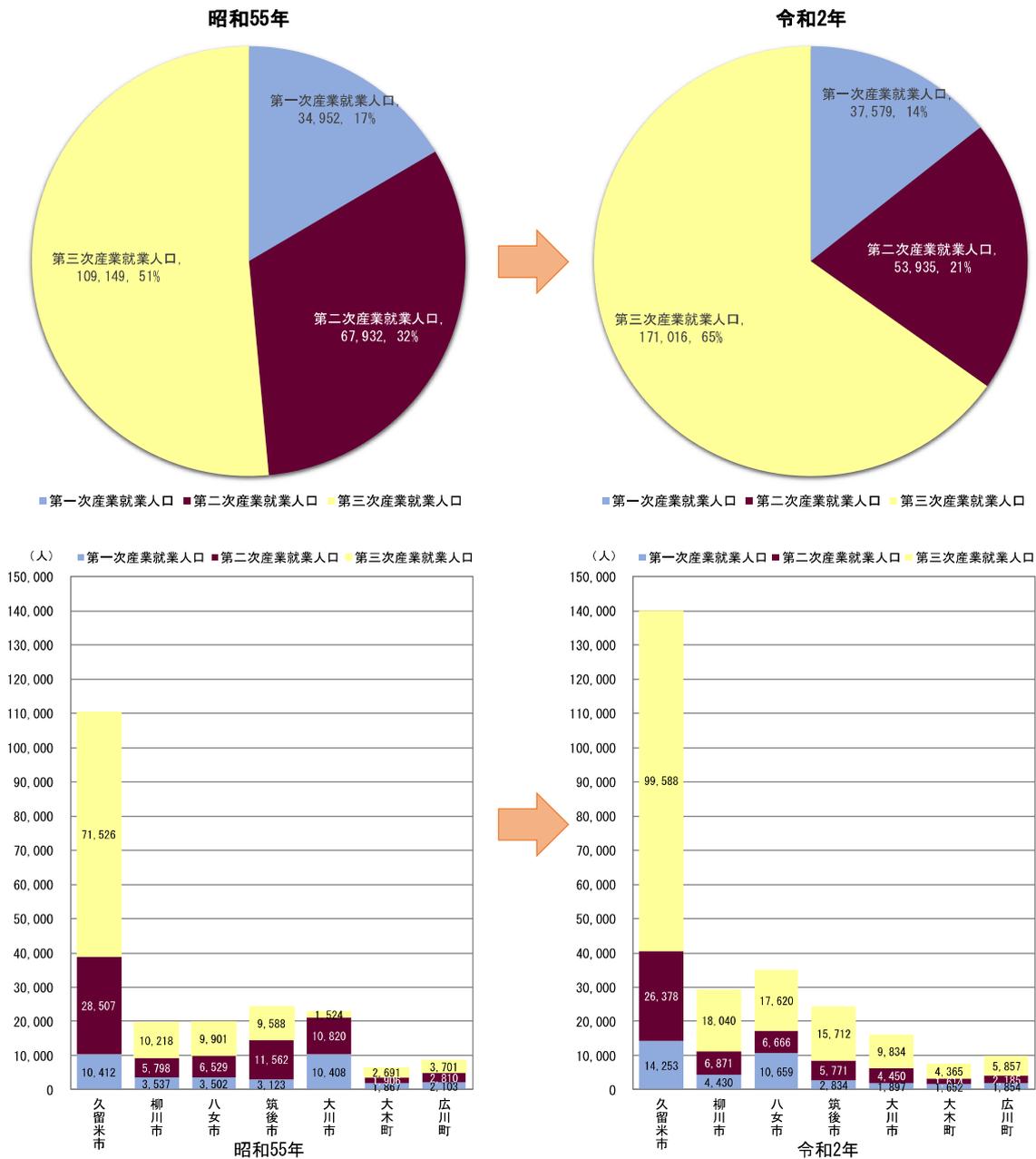


図 1-10 圏域内関係市町の産業就業人口の推移  
 出典：昭和55年、令和2年国勢調査結果 産業等基本集計(総務省統計局)

(3) 交通

下流圏域には、JR 鹿児島本線、西鉄天神大牟田線、九州自動車道等が縦断しています。また、九州新幹線が平成 23 年 3 月に開通し、福岡都市圏、関西、関東及び九州南部への移動時間が大幅に短縮されました。さらに、有明海沿岸道路が供用され、周辺地域との利便性の向上と物流の効率性の向上等、地域の活性化が図られています。（図 1-11 参照）

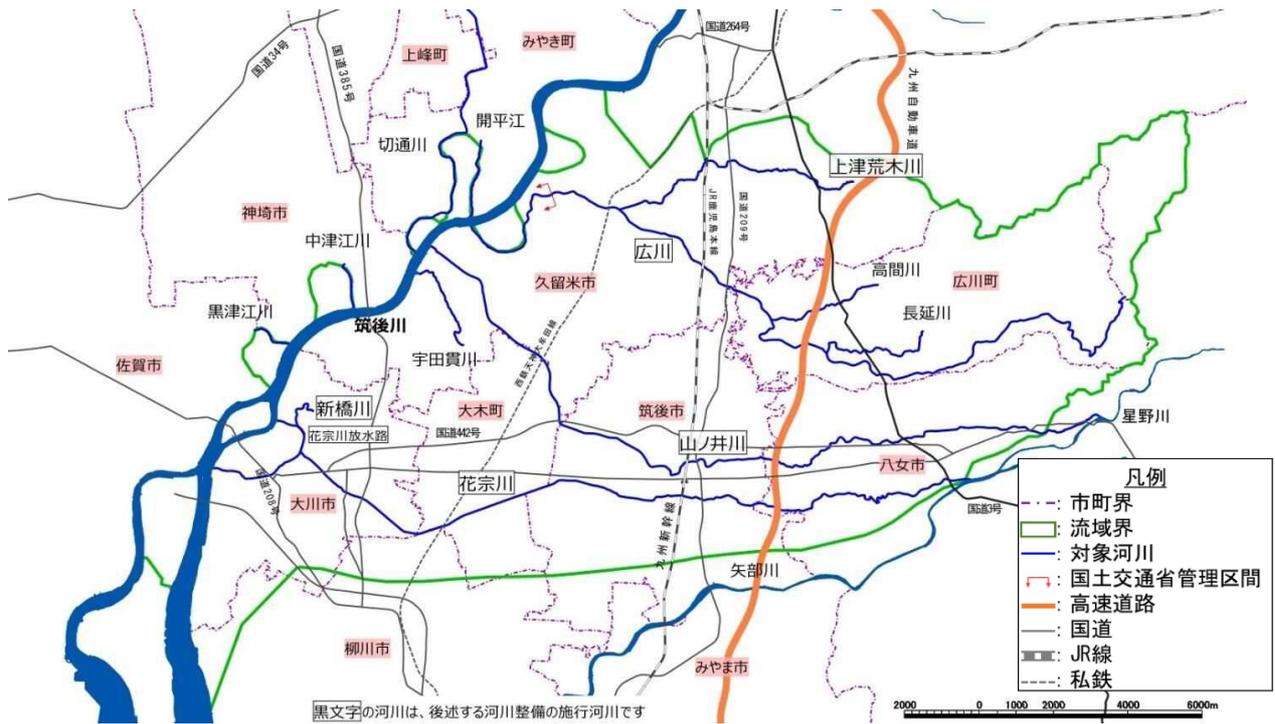


図 1-11 下流圏域の交通網図

9. 内水面利用

下流圏域の内水面には、「矢部川漁業協同組合」、「筑後川漁業協同組合」、「下筑後川漁業協同組合」の3か所で共同漁業権が設定されています。漁業権漁場においては漁業が策定する遊漁規則があり、その中で遊漁ができない場所や期間、採ってはいけない魚の大きさ等を定めています。下流圏域河川のうち、漁業権が設定されている河川は、広川、山ノ井川、花宗川です。（表 1-6、図 1-12 参照）

対象水産動物は、「アユ」、「コイ」、「フナ」、「ウナギ」、「ワカサギ」、「スッポン」、「テナガエビ」、「モクズガニ」、「ウグイ」、「オイカワ」、「ヤマメ（エノハ）」の11種です。

表 1-6 筑後川水系下流圏域河川 漁業権設定区間

河川名	漁業権者	漁業権設定区間	
		上流端	下流端
花宗川	矢部川漁業協同組合	福岡県三潞郡大木町大字筏溝 観音丸井樋	筑後川合流点
広川	下筑後川漁業協同組合	福岡県久留米市荒木町藤田 庄井手堰下流側	筑後川合流点
山ノ井	下筑後川漁業協同組合	福岡県筑後市大字山ノ井秋松 秋松橋下流側	筑後川合流点

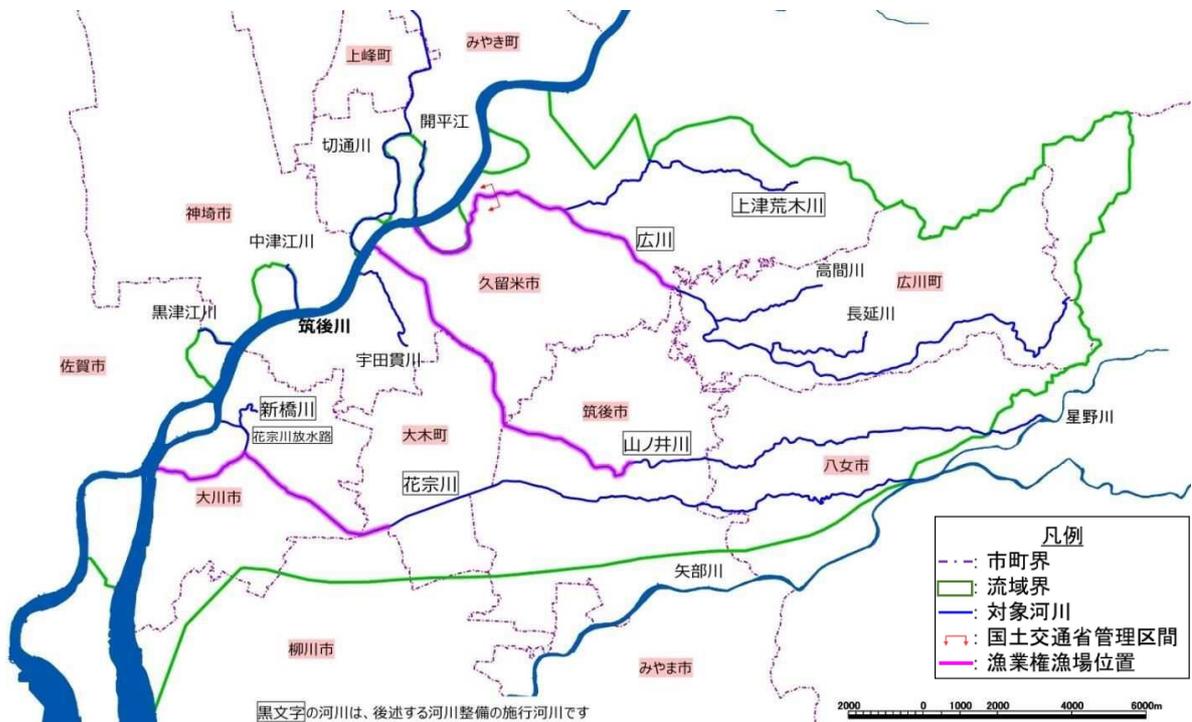


図 1-12 下流圏域の漁業権漁場図

## 1-2 治水と利水の歴史

### 1. 治水の歴史

下流圏域一帯は、律令時代には筑紫後国つくしのみちのしりのくにと称され、ついで筑後国ちくごのくにと言われ、藩政時代には久留米藩、柳川藩、三池藩により統治されていました。

筑後川は九州一の大河であり、「筑紫次郎」の異名をとる暴れ川であったため、古くから治水や利水への対策が行われたことが多くの古書に記載されています。

下流圏域内の平野部は、筑後川と矢部川の2つの水系に挟まれ、川が洪水の度に氾濫と流路の蛇行を繰り返していたため、いかにして氾濫原にある田畑を洪水から守り、かんがい用水を確保するかが治水・利水上の大きな課題でした。

藩政時代には、水流がスムーズに速く流れるよう川を直線的にする捷水路しょうすいろ工事等が行われました。筑後川古図によると、筑後川本川では8つの捷水路が確認されており、現在、旧河川は、支川の一部になっています。切通川、開平江、黒津江川、中津江川も、以前は旧河道であったことがうかがわれます。(図 1-13 参照)



図 1-13 筑後川古図 文政二年(1819年)

出典：国交省筑後川河川事務所作成「筑後川歴史散策」より抜粋

2. 利水の歴史

筑後平野では、古くから米、麦、いぐさ等の生産が盛んに行われ、ため池やクリークに貯留した雨水をかんがい用水として利用してきましたが、農業生産の向上に伴い安定した新たな用水の確保を図る必要がありました。そのため、江戸時代初期に柳川藩の立花宗茂が、かんがい用水路として矢部川の花宗堰から分流し花宗川を、星野川の山ノ井堰から分流し山ノ井川を開削し、多くの井堰で取水することにより、筑後平野にかんがい用水を確保することができるようになりました。なお、花宗川とは、立花宗茂の功績を称え花宗川と呼ぶようになったといわれています。(図 1-14、写真 1-16、写真 1-17 参照)

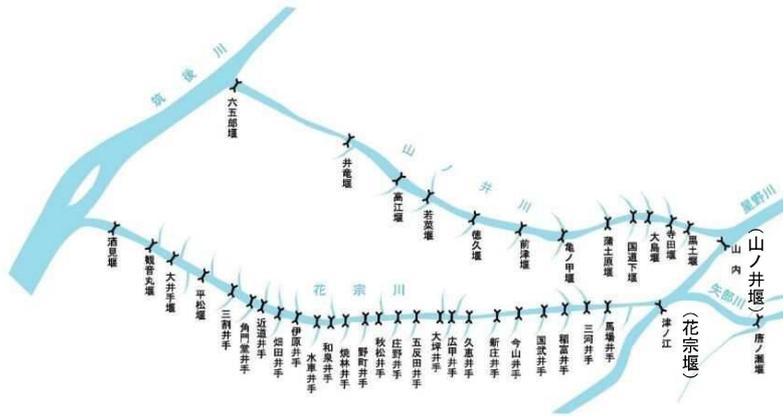


図 1-14 山ノ井川、花宗川の水系図(江戸時代頃)

出典：大木町教育委員会発行「大木町誌」より



写真 1-16 現在の花宗川及び山ノ井川の分水堰と取水口状況

また、筑後川下流域では、有明海の6mにも及ぶ干満の影響により海水が川を遡ってきます。このとき、河川水(アオ)は表層に押し上げられますが、この自然現象を利用してクリークに水を引き込むアオ取水が藩政時代より頻繁に行われてきました。花宗川の下流に位置していた酒見堰はアオ取水の代表的な施設です。

平成9年までアオ取水は行われていましたが、現在では筑後川下流土地改良事業による農業用水系統の再編整備に伴い、筑後大堰上流部からかんがい用水を賄うことが出来るようになったため、アオ取水は行われていません。

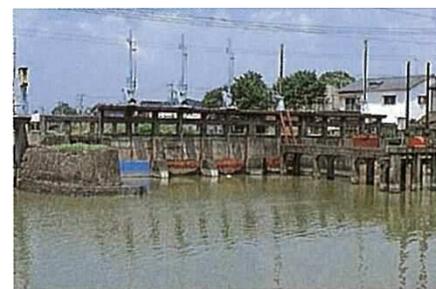


写真 1-17 アオ取水していた酒見堰

## 第2章 河川の現状と課題

### 2-1 治水の現状と課題

#### 1. 洪水対策

下流圏域では、昭和28年6月(写真2-1、写真2-2)、昭和44年6月、昭和60年5月の洪水等の浸水被害を受けて、洪水被害軽減対策として局部的に河川改修を実施しました。また、平成2年6月、平成11年6月(写真2-3)、平成16年6月の洪水等の浸水被害を受け、花宗川、広川、上津荒木川において河川改修を実施していました。

しかし、近年においても平成21年7月、平成24年7月(写真2-4～写真2-6)の九州北部豪雨、平成30年7月、令和2年7月(写真2-7)、令和5年7月(写真2-8～写真2-10)の豪雨により大規模な浸水被害を受けており、花宗川、広川、上津荒木川、山ノ井川、新橋川では、現在も鋭意、河川改修を進めていますが、未だ目標とする流量に対して流下能力が不足する区間があり、今後とも河川整備を進める必要があります。

また、近年の局地的豪雨が頻発する気象状況では、想定を上回る洪水(超過洪水)が発生する可能性も高く、このため、洪水氾濫が発生した場合でも、地域住民が安全かつ迅速に避難できるように的確な情報網の整備と避難誘導體制の確立が必要であり、河川管理者、関係機関の連携による防災対策と地域住民の危機管理意識の向上も図りながら、総合的な対策を行う必要があります。

下流圏域で発生した近年の主要な洪水とその被害については表2-1に示します。



写真 2-1 花宗川の水害状況(昭和28年洪水)  
(若津花宗通り)



写真 2-2 広川の水害状況(昭和28年洪水)  
(久留米市大善寺町)



写真 2-3 花宗川の水害状況(平成11年6月)  
(大川市向島)



写真 2-4 山ノ井川の水害状況(平成24年7月)  
(筑後市徳久)

## 第2章 河川の現状と課題

### 2-1 治水の現状と課題



写真 2-5 山ノ井川の水害状況(平成 24 年 7 月)  
(筑後市山ノ井)



写真 2-6 広川の水害状況(平成 24 年 7 月)  
(広川町智徳)



写真 2-7 長延川の水害状況(令和 2 年 7 月)  
(広川町新代)



写真 2-8 山ノ井川の水害状況(令和 5 年 7 月)  
(久留米市三潯町)



写真 2-9 山ノ井川の水害状況(令和 5 年 7 月)  
(八女市室岡)



写真 2-10 広川の水害状況(令和 5 年 7 月)  
(広川町当条)

表 2-1 近年の主要な洪水とその被害（平成2年～令和5年）

洪水発生年月日	降雨原因	(上段)：1時間最大雨量(mm) 下段：日最大雨量(mm)		被害状況				
		久留米(気)	八女(県)	河川名	浸水面積 (ha)	浸水被害数(世帯)		一般資産被害額 (百万円)
						床下	床上	
H2. 6. 2～7. 22	梅雨前線豪雨	(49) 243	(33) 193	花宗川	98.6	17	0	9.5
				山ノ井川	46.5	118	0	73.2
				広川	115.4	4	0	1.5
				上津荒木川	62.6	31	2	15.5
				長延川	0.2	4	0	1.5
H3. 6. 2～6. 8	波浪	(37) 167	(41) 126	花宗川	353.0	0	0	0.0
				広川	0.1	3	0	1.2
H5. 8. 13～8. 23	豪雨および落雷	(58) 128	(38) 92	広川	0.1	6	0	2.0
H7. 4. 29～5. 2	豪雨	(24) 125	(45) 197	山ノ井川	4.5	9	0	4.2
				広川	0.7	4	0	2.2
H11. 6. 22～7. 4	梅雨前線豪雨	(72) 114	欠測	花宗川	11.4	34	0	62.4
H13. 7. 5～7. 21	梅雨前線豪雨	(42) 143	(55) 224	広川	0.0	1	0	1.4
				上津荒木川	0.7	3	4	43.1
				花宗川	200.1	3	0	2.8
H15	その他の異常気象	-	-	花宗川	0.0	2	0	1.8
H21. 7. 17～7. 30	梅雨前線豪雨	(18) 121	(61) 170	山ノ井川	0.1	1	0	1.8
				花宗川	57.7	4	0	10.2
				広川	56.5	8	9	43.0
				長延川	35.5	40	2	46.6
H22. 7. 8～7. 17	梅雨前線豪雨	(58) 127	(25) 153	花宗川	18.0	0	0	0.0
H24. 7. 10～7. 23	梅雨前線豪雨 (平成24年7月九州北部豪雨)	(56) 219	(50) 306	花宗川	3.1	10	0	11.2
				広川	0.4	36	5	58.8
				山ノ井川	17.5	871	178	1783.6
				上津荒木川	0.1	5	1	12.5
				陣屋川	0.1	4	4	26.7
				花宗川、久富川	0.1	9	1	14.0
H30. 6. 26～7. 9	梅雨前線豪雨及び台風7号 (平成30年7月豪雨)	(37) 277	(37) 243	花宗川	1.6	0	0	0.0
				山ノ井川	1139.1	290	37	2039.5
				陣屋川	502.3	560	15	1178.2
R1. 7. 17～7. 23	梅雨前線豪雨及び台風5号	(68) 324	(33) 114	広川	97.4	13	22	342.1
				花宗川	3.4	2	0	9.9
				山ノ井川	263.1	9	2	47.9
				上津荒木川	184.1	13	20	285.7
				陣屋川	155.5	22	12	234.9
R1. 8. 24～8. 30	豪雨	(60) 217	(66) 242	花宗川	11.9	5	0	35.6
				広川	20.3	43	41	570.5
				山ノ井川	573.2	56	32	978.5
				上津荒木川	4.1	1	0	2.5
R2. 6. 30～7. 14	梅雨前線豪雨	(40) 271	(49) 231	花宗川	120.5	4	0	27.9
				広川	181.2	0	0	0.0
				山ノ井川	2051.7	497	107	3010.6
				陣屋川	548.3	17	13	144.5
				切通川	171.1	1	0	2.5
R3. 8. 7～9. 10	豪雨及び秋雨前線豪雨	(66) 294	(39) 261	中津江川	103.8	0	0	0.0
				宇田貫川	3.7	0	0	984.0
				花宗川	113.0	6	0	25.2
				山ノ井川	353.0	194	58	2253.9
R5. 7. 10	梅雨前線豪雨	(52.5) 170	(40) 222	広川	158.0	250	62	-
				山ノ井川	756.4	346	55	-
				宇田貫川	11.9	6	0	-
				上津荒木川	20.3	24	4	-

出典：平成元年～令和4年：水害統計、令和5年：福岡県調査より（浸水被害数単位：戸）

## 2. 内水対策

花宗川、新橋川及び山ノ井川は低平地となっており、内水被害が発生しやすく、平成24年7月九州北部豪雨（写真2-11）や、平成30年7月豪雨（写真2-12）等において、家屋浸水が発生しました。

これまでの洪水時に内水によって家屋浸水や道路冠水が発生している地区があり、内水被害の拡大防止や被害軽減に努めていく必要があります。



写真 2-11 平成24年7月洪水  
（大川市中古賀 内水被害状況）



写真 2-12 平成30年7月洪水  
（山ノ井川 内水被害状況）

## 2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題

### 1. 水利用

下流圏域は、広大な田園地帯を有し、農業用水は、河川水や雨水をクリーク等に貯留することにより確保されてきました。（図 2-1 参照）

特に、花宗川、山ノ井川の河川水は、かんがい期には井堰により堤内地に取水され、クリーク等に貯留することにより農業用水として利用されています。

山ノ井川より南部の筑後平野を潤す農業用水は、矢部川水系から花宗川、山ノ井川を通じて補給されるとともに、近年では筑後川下流土地改良事業により、筑後大堰から導水された用水によって安定的に確保されています。また、山ノ井川の河川水は工業用水としても利用されています。

これを踏まえ、今後とも、下流圏域では、安定的な水利用が維持されるよう適正な水管理が必要となっています。



図 2-1 筑後川下流圏域の水利用の概要

## 2. 河川空間利用

下流圏域内の河川は、散策、ジョギング、釣り等に利用されており、住民にとって親しみが持てる河川空間が点在しています。

花宗川では、筑後市立病院周辺に親水護岸、散策路が整備され、地域住民の憩いの場になっています。また、風浪宮例大祭が行われる大川公園周辺では、神事場として利用されています。（写真 2-13 参照）

山ノ井川では、星野川からの分流付近に、河川と隣接して山ノ井公園が整備され、地域住民の憩いの場になっています。（写真 2-14 参照）

広川ダム湖畔の広川ダム公園は、春には500本の桜並木が花を咲かせ、夏には、野鳥の声と森林浴が楽しめ、釣り愛好者にも人気のレジャースポットとなっています。（写真 2-15 参照）

上津荒木川では、住宅地と隣接している区間は、生活道路、散策路として利用されています。特に、藤光公園周辺では、親水護岸が整備され、地域住民の憩いの場になっています。（写真 2-16 参照）

今後とも、人々に潤いと安らぎを与えつつ、親しめる川として川づくりを進めることが必要となっています。



写真 2-13 筑後市立病院周辺の親水公園  
(花宗川)



写真 2-14 山ノ井公園 (山ノ井川)



写真 2-15 広川ダム公園 (広川)



写真 2-16 古賀前橋周辺の藤光公園  
(上津荒木川)

## 2-3 河川環境

### 1. 圏域の特徴

下流圏域周辺には、筑後川県立自然公園と矢部川県立自然公園が隣接し、豊かな自然環境を呈しています。また、筑後平野には、数多くのため池やクリークが点在し、豊かな水辺環境を有する田園地帯が形成されています。

花宗川、山ノ井川及び広川の上・中流部、及び上津荒木川は流水区間で、かんがい期には堰の堰上げにより連続した湛水区間も形成されます。花宗川、山ノ井川、広川の下流部及び新橋川は、有明海の干満の影響を受ける感潮区間となっており、筑後大堰で狭められた環境の代替的な生態系の機能を担っています。

流水区間では、瀬と淵が存在し、瀬では砂礫質の河床部に底生動物・付着藻類が生息・生育し、アユ、ヨシノボリ類等の採餌場となっています。また、淵にはカワムツ等が生息しています。平瀬などの緩流域には、セボシタビラ、アブラボテ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、ムギツク、イトモロコ等が生息しています。水辺には、ツルヨシが繁茂し、クサシギ、カワセミ、セキレイ類、カワラヒワ等の生息場となっています。また、希少な植物であるカワヂシャも確認されています。河岸の一部には、クスノキ、オオタチヤナギ、メダケ群集等の河畔林が分布し、サギ類、カササギ等の生息場となっています。

湛水区間では、マコモ、ヒシ等の水生植物が生育し、コイ、ゲンゴロウブナ、ニッポンバラタナゴ、ミナミメダカ、モツゴ等が生息しています。堤内地には多くのため池やクリークが張り巡らされ、かんがい期には河川と用水路の水位差は小さくなり連続性が保たれます。これにより河川と一体となった生息場が確保され、ミナミメダカ、タナゴ類、モロコ類が生息する多様な河川環境が形成されています。

感潮区間では、汽水域や干潟塩性湿地が形成され、汽水域にはエツ、ボラ、スズキ等が、干潟塩性湿地には、ゴカイ類やハラグクレチゴガニ等の甲殻類が生息し、それを捕食するムツゴロウ、トビハゼ、ハゼクチ等の魚類も生息しています。筑後川支川の滞筋は、アリアケヒメシラウオ、アリアケシラウオの産卵場として使われています。また、イソシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類や、アマサギ、ダイサギ等のサギ類も飛来しています。干潟塩性湿地の背後にはヨシ原が形成され、オオヨシキリ、ツリスガラ等の休息場、繁殖場となっています。

これらの生物には、数多くの絶滅危惧種も含まれており、汽水性、淡水性の多様な生物種により生態系が作られています。

環境省では、種の保存法<sup>\*1</sup>が施行されました。種の保存法では、「国内希少野生動植物種<sup>\*2</sup>」を保全・再生するために必要な措置を定めています。

福岡県では、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を令和3年5月に施行し、県、市町村、事業者及び県民等が一体となった「指定希少野生動植物種<sup>\*3</sup>」の保護の取組みを進めています。下流圏域では、「国内希少野生動植物種」及び「指定希少野生動植物種」に指定されたセボシタビラの生息が花宗川支川の町管理河川で確認されています。

下流圏域の河川環境は、山地流域では豊かな自然環境が保たれていますが、中下流は元々水田地帯が殆どであるため、農業用水路や河川の整備に伴って、かつて普通に見られたミナミメダカやドジョウ等の魚類が少なくなっています。（表 2-2、写真 2-18～写真 2-30 参照）

そのため、多様な生物の生息・生育の場となっている瀬、淵及び砂州などの河川環境を保全・再生に努める必要があります。

一方、在来の生物に悪影響があると考えられる外来生物<sup>\*4</sup>、特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法<sup>\*5</sup>」2005年施行）」に指定された特定外来生物<sup>\*6</sup>として、魚類ではカダヤシ、ブルーギル、オオクチバス（ブラックバス）、植物ではオオキンケイギク、ブラジルチドメグサなど、両生類ではウシガエル、底生動物ではアメリカザリガニが確認されています。（表 2-3、写真 2-36～写真 2-40 参照）

**【用語説明】****〔種の保存法〕<sup>\*1</sup>**

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の略称であり、国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するため、平成5年4月に施工されました。国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

**〔国内希少野生動植物種〕<sup>\*2</sup>**

「種の保存法」に基づき、個体の捕獲、殺傷、損傷、所持などが原則として禁止されています。令和6年2月現在、国内希少野生動植物種は448種です。

**〔指定希少野生動植物種〕<sup>\*3</sup>**

令和3年5月に施行された「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」に基づき、福岡県における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、希少野生動植物種のうち特に保護を図る必要があるものです。福岡県では、現在20種が指定されており、捕獲、殺傷、損傷、所持などが禁止されています。

**〔外来生物〕<sup>\*4</sup>**

もともと、その地域にいなかった生物が、人間の活動によって他地域から入ってきた生物を指します。

**〔外来生物法〕<sup>\*5</sup>**

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする法律です。

**〔特定外来生物〕<sup>\*6</sup>**

特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼす生物を、外来生物法により特定外来生物として指定された生物を指します。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。

表 2-2 下流域圏内で確認されている希少な動植物

目名	科名	種名	重要種カテゴリー		指定希少野生動植物	河川名					備考	
			環境省RL	福岡県RDB		花宗川	新橋川	山ノ井川	広川	上津荒木川		
魚類	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	EN	EN	-	●	●	●	●	●	
	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ	NT	VU	-	●		●	●		
			アブラボテ	NT	NT	-			●	●		
			カネヒラ	-	NT	-	●		●			
			セボシタビラ	CR	CR	-	●					
			カゼトゲタナゴ	EN	EN	-	●		●	●		
			ヌママツ	-	NT	-	●		●			
			ウグイ	-	DD	-	●					
			カワヒガイ	NT	VU	-	●		●	●		
			ぜぜラ	VU	NT	-	●		●			
			ニッポンバラタナゴ	CR	EN	-	●		●	●		
			ツチフキ	EN	NT	-	●		●			
			セボシタビラ <sup>※1</sup>	CR	CR	●	● <sup>※3</sup>					
		ドジョウ科	ドジョウ	NT	VU	-					●	
			ヤマトシマドジョウ	VU	NT	-	●		●			
			アリアケスジシマドジョウ	EN	EN	-			●			
		サケ目	アユ科	アユ	-	NT	-				●	
		メダカ目	メダカ科	ミナミメダカ	VU	NT	-	●		●	●	
		スズキ目	カジカ科	ヤマノカミ	EN	EN	-	●		●	●	
			スズキ科	オヤニラミ	EN	NT	-	●		●	●	
		スズキ	-	-	-	●		●	●			
	カワアナゴ科	カワアナゴ	-	NT	-			●	●			
	ハゼ科	ムツゴロウ	EN	NT	-	●	●					
		トビハゼ	NT	VU	-	●	●					
		ワラスボ	VU	NT	-	●						
		ハゼクチ	VU	NT	-	●		●				
	サケ目	シラウオ科	アリアケヒメシラウオ	CR	CR	-				●		
			アリアケシラウオ	CR	CR	-				●		
底生動物	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ	NT	VU	-	●	●				
		ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ	VU	NT	-	●			●		
	異鰓目	モノアラガイ科	モノアラガイ	NT	NT	-	●		●	●		
		ヒラマキガイ科	クルマヒラマキ	VU	VU	-	●		●	●		
	イシガイ目	イシガイ科	キュウシュウササノハガイ	-	VU	-	●					
	ザルガイ目	シジミ科	マシジミ	VU	VU	-				●	●	
	サンバゴカイ目	ゴカイ科	イトメ	-	DD	-	●	●	●			
	エビ目	アリアケガニ科	アリアケモドキ	-	VU	-	●	●				
		コメツギガニ科	ハラグクレチゴガニ	NT	NT	-	●	●	●	●		
		モクスガニ科	ハマガニ	-	NT	-		●				
		ベンケイガニ科	ベンケイガニ	-	NT	-	●	●	●	●		
	カメムシ目	コオイムシ科	コオイムシ	NT	NT	-				●		
コウチュウ目	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ	VU	VU	-				●			
植物	双子葉類	アカザ科	ヒロハマツナ	VU	EN	-	●					
		クスノキ科	ニッケイ	NT	-	-					●	植栽由来
		アブラナ科	コイヌガラシ	NT	VU	-	●			●		
		ユキノシタ科	タコノアシ	NT	VU	-			●	●		
		シソ科	ミゾコウジュ	NT	NT	-			●	●		
		ゴマノハグサ科	カワヂシャ	NT	NT	-			●	●	●	
		キク科	ウラギク	NT	EN	-	●					
		クサ科	ササゴイ	-	NT	-	●				●	
鳥類	コウノトリ目	サギ科	アマサギ	-	NT	-	●			●		
			チュウサギ	NT	NT	-	●					
			ミサゴ	NT	-	-			●	●	●	
	タカ目	タカ科	オオタカ	NT	NT	-			●			
			ハイタカ	NT	-	-				●		
		ハヤブサ科	ハヤブサ	VU	VU	-				●	国内希少動植物 <sup>※2</sup>	
	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	NT	NT	-				●		
	チドリ目	チドリ科	ケリ	DD	NT	-					●	
			タゲリ	-	NT	-					●	
			ウグイス科	オオヨシキリ	-	NT	-	●			●	
		ツリスガラ科	ツリスガラ	-	NT	-	●	●	●	●		
	ハタオリドリ科	ニューナイスズメ	-	NT	-	●						
	カラス科	カササギ	-	-	-			●	●	(国天然)		

■重要種の選定基準及びカテゴリー  
環境省第4次レッドリスト 令和2年公表

福岡県レッドデータブック2011及び福岡県レッドデータブック2014  
レッドデータブック2011(植物、野鳥、哺乳類)  
レッドデータブック2014(両生類、爬虫類、陸上昆虫類、魚類、底生動物)

※1 九州大学の情報提供により生息を確認した。

※2 国内希少野生動物種の略称

※3 支川で生息を確認した。

(絶滅: EX, 野生絶滅: EW, 絶滅危惧Ⅰ類: CR-EN, 絶滅危惧ⅠA類: CR, 絶滅危惧ⅠB類: EN, 絶滅危惧Ⅱ類: VU, 準絶滅危惧: NT, 情報不足: DD, 絶滅のおそれのある地域個体群: LP)

(絶滅: EX, 野生絶滅: EW, 絶滅危惧Ⅰ類: CR-EN, 絶滅危惧ⅠA類: CR, 絶滅危惧ⅠB類: EN, 絶滅危惧Ⅱ類: VU, 準絶滅危惧: CR-VU, 準絶滅危惧: NT, 情報不足: DD, 天然不明: UK, 保全対策依存: CD, 絶滅のおそれのある地域個体群: LP)

表 2-3 下流域圏内で確認されている特定外来生物

魚類	カダヤシ、ブルーギル、オオクチバス (ブラックバス)
底生動物	アメリカザリガニ
植物	オオキンケイギク、オオブサモ、オオカワヂシャ、ミズヒマワリ、ブラジルチドメグサ
両生類	ウシガエル

下流圏域で確認された希少な動植物(1)

写真 2-17 セボシタビラ (環境省 CR、福岡県 CR)



写真 2-18 ニホンウナギ (環境省 EN、福岡県 EN)



写真 2-19 ヤリタナゴ (環境省 NT、福岡県 VU)



写真 2-20 カゼトゲタナゴ (環境省 EN、福岡県 EN)



写真 2-21 ドジョウ (環境省 NT、福岡県 VU)



写真 2-22 ミナミメダカ (環境省 VU、福岡県 NT)



写真 2-23 ヤマノカミ (環境省 EN、福岡県 EN)



写真 2-24 オヤニラミ (環境省 EN、福岡県 NT)



下流圏域で確認された希少な動植物(2)

写真 2-25 ハラグクレチゴガニ (環境省 NT、福岡県 NT)



写真 2-26 ヒロハマツナ (環境省 VU、福岡県 EN)



写真 2-27 コイヌガラシ (環境省 NT、福岡県 VU)



写真 2-28 タコノアシ (環境省 NT、福岡県 VU)



写真 2-29 カワヂシャ (環境省 NT、福岡県 NT)



写真 2-30 オオヨシキリ (福岡県 NT)



写真 2-31 チュウサギ (環境省 NT、福岡県 NT)



写真 2-32 モノアラガイ (環境省 NT、福岡県 NT)



下流圏域で確認された特定外来生物

写真 2-33 カダヤシ



写真 2-34 ブルーギル



写真 2-35 オオクチバス



写真 2-36 オオフサモ



写真 2-37 オオカワヂシャ



写真 2-38 ミズヒマワリ



写真 2-39 ブラジルチドメグサ



写真 2-40 ウシガエル



写真出典：平成 18 年度指定単県通常 19759-301 号 河川環境調査業務委託 報告書  
平成 18 年度単県第 19769-304 号 河川環境調査業務委託工事 報告書  
平成 26 年度単県第 17119-303 号 山ノ井川河川調査業務委託 報告書  
福岡県 HP

## 2. 河川環境の課題

今後、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上・維持の中で、自然環境と河川景観の保全・再生を図る多自然川づくりを実施することにより、河川環境の保全・再生に努める必要があります。

### (1) 景観

筑後川には、自然の営みによって形成された瀬・淵・河畔林等の中上流域の河川景観に加え、藩政時代より先人達が築き上げてきた治水・利水システムなど、流域の歴史・文化と関わる河川景観があります。

また、筑後川地域の市と福岡県では、広域景観の骨格の一つである筑後川をテーマに、県、流域自治体、国、NPO等が共同して景観づくりに取り組む上での目標、方針等を定めた「筑後川流域景観テーマ」を平成21年に締結し、こうした取り組みをさらに一歩進めるため「美しい大河に抱かれた実りと彩りをつなぐ景観まちづくり」をテーマとした「筑後川流域景観計画」（写真 2-41）を平成22年に策定しています。さらに、久留米市では「久留米市景観計画」（写真 2-42）が平成22年に策定され、平成27年には京町周辺景観重点地区の指定や、平成30年には都市計画の見直しに合わせて変更されています。また、八女市では「八女市文化的景観計画」（写真 2-43）が平成22年に、柳川市では「柳川市景観計画」（写真 2-44）が平成24年に策定されるなど、筑後川流域での景観の保全・再生と形成の取り組みが推進されています。

これらのことから、今後も河川景観等との調和や既存の景観計画等を踏まえた河川整備を行っていく必要があります。

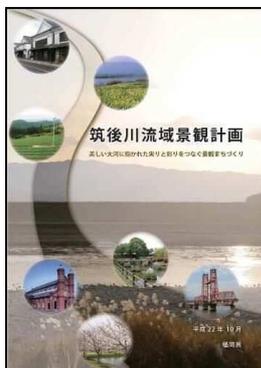


写真 2-41  
筑後川流域景観計画  
(福岡県)

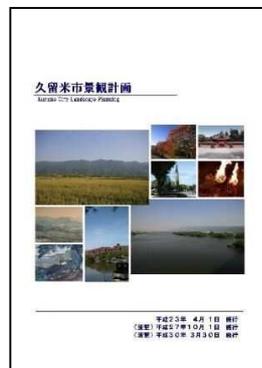


写真 2-42  
久留米市景観計画  
(久留米市)

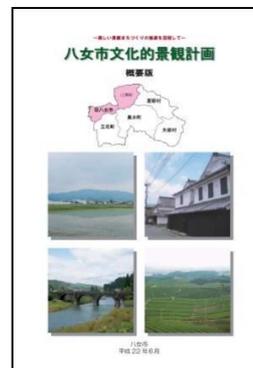


写真 2-43  
八女市文化的景観計画  
(八女市)

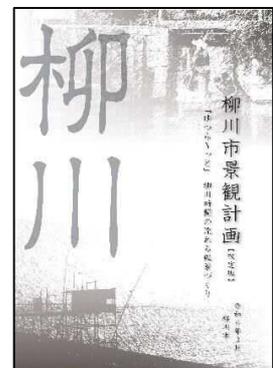


写真 2-44  
柳川市景観計画  
(柳川市)

### (2) 河川に流入、放棄されるゴミ問題等

近年、河川に流れ出てくる多量のごみや、河川区域内に不法投棄される粗大ごみの問題が、多くの河川で問題となっています。

不法投棄は、著しく河川環境や河川景観を悪化させるだけでなく、場合によっては治水上の支障となることから、不法投棄を未然に防止する対策が必要です。

このため、日常の河川巡視を行うほか、河川美化意識の啓発に努めていますが、今後は、地域住民と行政との協力・連携によって、現在のゴミ問題を改善していく必要があります。

また、船舶の不法係留、放置船及び廃棄船等もみられ、公共空間の利用の妨げになるとともに、洪水時に漂流し、施設等への損傷を与える恐れがあるため、適切な対応が必要です。

## 2-4 河川水質

下流圏域内河川における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、花宗川が全域でB類型（5月～9月）あるいはC類型（10月～4月）、山ノ井川が全域でB類型（5月～9月）あるいはC類型（10月～4月）、広川が日道橋から下流でB類型、日道橋から上流でA類型に指定されています。（図 2-2 参照）

河川の一般的な水質指標である BOD\*<sup>7</sup>（75%値）\*<sup>8</sup> でみると、山ノ井川は近年低下傾向にあり、環境基準前後を推移しています。広川は環境基準を概ね達成しています。上津荒木川は、類型指定されていませんが、近年はA類型を満足しています。花宗川では環境基準を超過する状況が続いています。（図 2-3 参照）

### 【用語説明】

#### [BOD（生物化学的酸素要求量）]\*<sup>7</sup>

水中の微生物が、有機物などの物質を分解するのに必要な酸素量で、河川の水質を表す代表的な有機指標です。値が大きいほど、汚濁物質の分解に多くの酸素を必要としているので、水中に含まれる有機物の濃度が高いことを表します。

#### [BOD75%値]\*<sup>8</sup>

BODの環境基準の満足状況は、公共用水域が通常の状態（河川にあつては低水流量以上の流量）にあるときの測定値によって判断します。しかし、低水流量の把握は非常に困難であるため、測定された年間データの内の75%以上のデータが基準値を満足することをもって環境基準に適合しているとみなします。

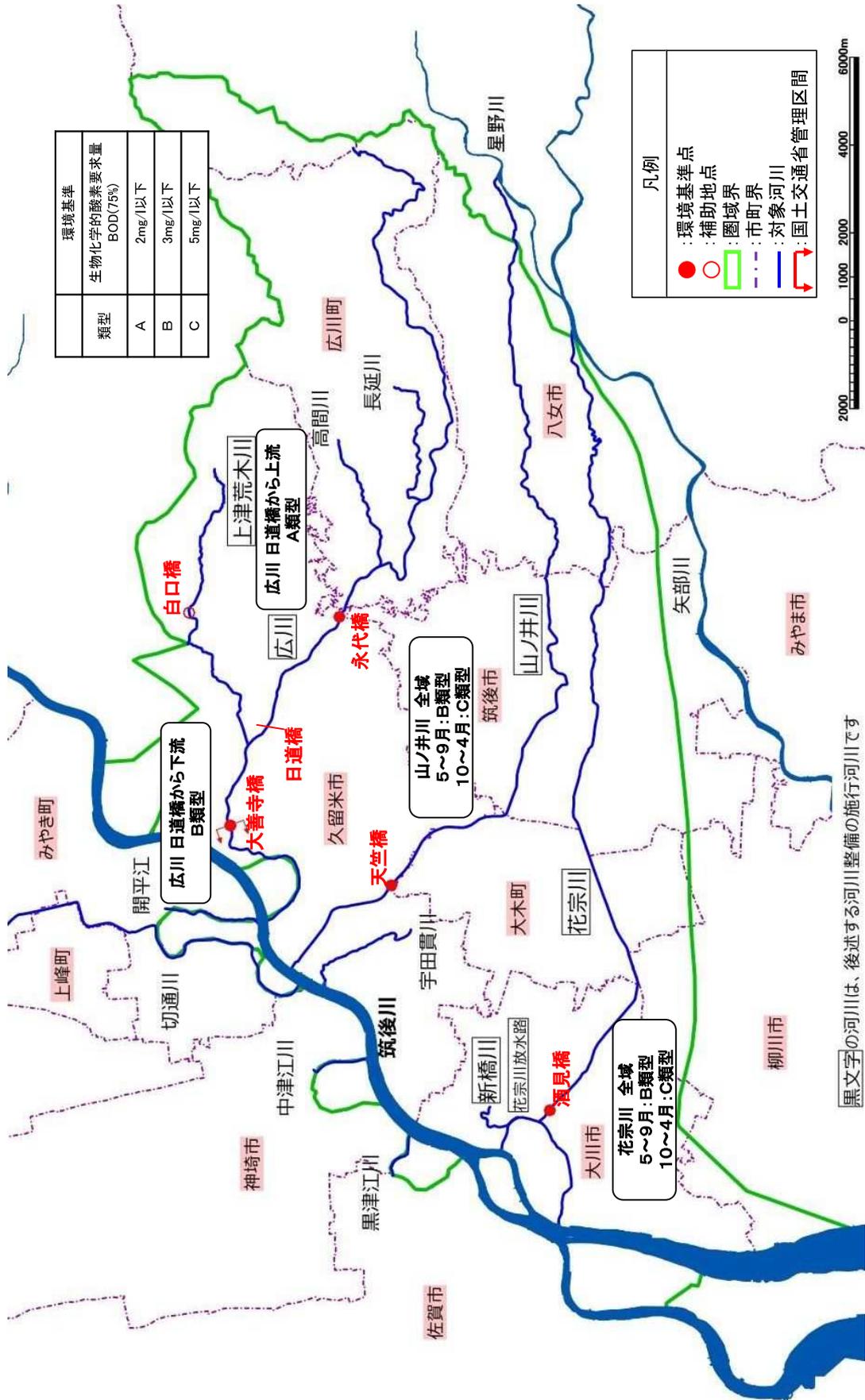


図 2-2 花宗川・山ノ井川・広川の環境基準地点位置図

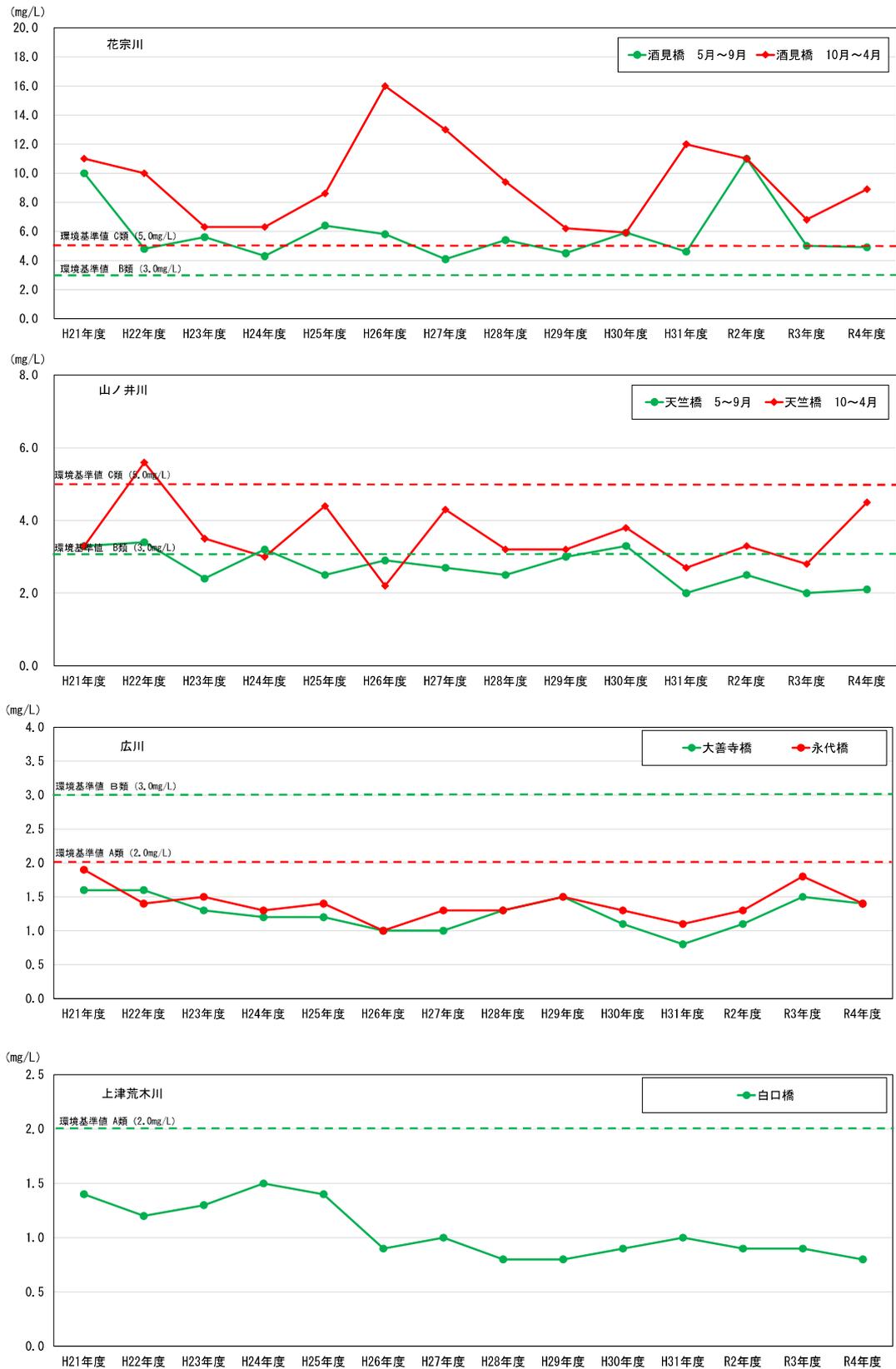


図 2-3 花宗川、山ノ井川、広川、上津荒木川の水質 (BOD75%値) 経年変化図  
出典：平成 20～令和 4 年度 公共用水域水質測定結果

## 2-5 まとめ

下流圏域は、筑後平野の豊かな田園環境の中で農業を中心とする地域と、新たに発展する中核都市地域に区分され、様々な社会資本整備が進められています。

しかしながら、現在も頻繁に浸水被害が発生しているため、水害の防止と被害の軽減を図り、洪水を安全に流下させるための河川整備を進めており、今後もこれを継続していく必要があります。

同時に、人々の河川環境への関心の高まりから、河川事業を進めるにあたっては、治水安全度の向上を前提に、多自然川づくりによる河川環境の保全・再生と、人々が自然に親しめる川づくりに努める必要があります。

花宗川、山ノ井川は矢部川等から分流し、河川水は古くからかんがい用水として利用されています。また、近年、筑後川下流土地改良事業に伴い、筑後大堰からの導水により、筑後平野には安定した農業用水の確保が図られています。今後も、下流圏域内河川の健全な水利用が維持されるよう適正な水管理が必要です。

水質については、BOD75%値が環境基準を超えている河川もあることから、地域住民及び関係機関と連携し、水質の改善に努める必要があります。

河川内へのゴミの投棄は、河川環境の悪化をもたらすだけでなく、治水上の障害となることから、これを抑止する取り組みが必要です。

河川に対するニーズは多様化しており、これらを総合的に行っていくためには、地域との連携は不可欠であり、地域と一体となった川づくりを目指す必要があります。

第3章 河川整備の目標に関する事項

3-1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川の区間は、表 3-1 に示す下流圏域内のすべての県管理区間とします。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名	河川区間		県管理 区間延長 (km)
	上流端	下流端	
1 花宗川	左岸：八女市津江字川原 961 番の 1 地先 右岸：八女市津江字西屋敷 1119 番の 1 地先	筑後川合流点	23.0
2 新橋川	大川市大字諸富 821 番地先	筑後川合流点	2.6
3 黒津江川	左岸：大川市大字道海島字平野 72 番地先 右岸：佐賀県	筑後川合流点	0.8
4 中津江川	左岸：佐賀県 右岸：久留米市城島町浮島字東湯	筑後川合流点	0.7
5 宇田貫川	左岸：久留米市城島町江上字立園 672 番の 1 右岸：久留米市城島町江上字立園 665 番	筑後川合流点	2.8
6 切通川	左岸：久留米市城島町芦塚字中開 右岸：佐賀県	筑後川合流点	5.6
7 開平江	左岸：佐賀県 右岸：久留米市城島町芦塚江見江 272 番地先	筑後川合流点	1.8
8 山ノ井川	左岸：八女市山内字中島 1174 番地先 右岸：八女市長野字下開 161 番地先	筑後川合流点	24.5
9 広川	左岸：八女郡広川町大字水原字一の坂 4849 番地先 右岸：八女郡広川町大字水原字小田代 4848 番の 3 地先	左岸：久留米市大善寺町中津字氏口 890 番 地先の大善寺橋 右岸：久留米市大善寺町藤吉井出の口 484 番 地先の大善寺橋	21.1
10 上津荒木川	左岸：久留米市高良内町字下柳ノ瀬 4603 番 1 右岸：久留米市高良内町字下柳ノ瀬 4602 番 3	広川合流点	7.7
11 高間川	左岸：八女郡広川町大字日吉字橋本 774 番の 1 地先 右岸：八女郡広川町大字日吉字口の坪 787 番 地先	広川合流点	3.5
12 長延川	左岸：八女郡広川町大字長延字鹿子 657 番の 1 地先 右岸：八女郡広川町大字久泉字谷の上 637 番 地先	広川合流点	3.9

### 3-2 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は、計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として、計画策定時から概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の被害軽減の緊急性から策定するものであり、策定後の状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、必要に応じて適宜見直しを図ります。

### 3-3 河川整備計画における基本理念

河川整備計画の基本理念は、「治水」、「利水」、「環境」のバランスをとって、下流域の歴史・文化を踏まえ、地域・住民との連携を図りながら特徴に合わせた川づくりを行っていくことです。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。

以下に、基本理念を具体化するための目標について記載します。



3-4 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

1. 洪水対策

下流圏域における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、過去の洪水被害の状況や頻度、氾濫した場合の被害範囲の甚大さ、氾濫区域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を考慮して、緊急度の高い花宗川、新橋川、山ノ井川、広川、上津荒木川の河川整備を進めます。

整備は、花宗川、新橋川は平成16年6月規模程度、山ノ井川は平成21年7月規模程度、広川は平成2年6月規模程度、上津荒木川については、平成11年6月規模程度の洪水に対して、安全に流下させることを目標とします。各河川の整備目標流量図を図3-1～図3-4に示します。

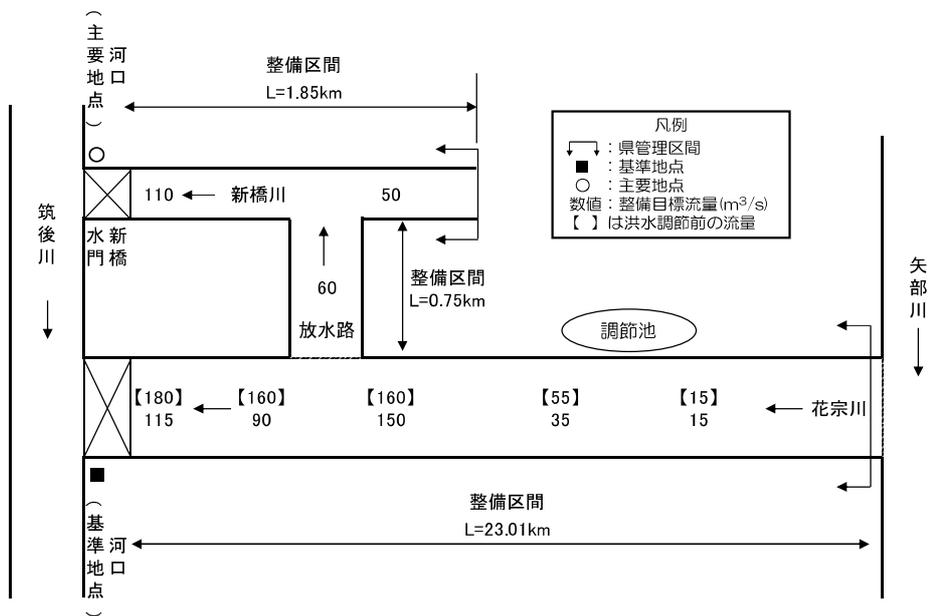


図 3-1 整備目標流量図（花宗川・新橋川）

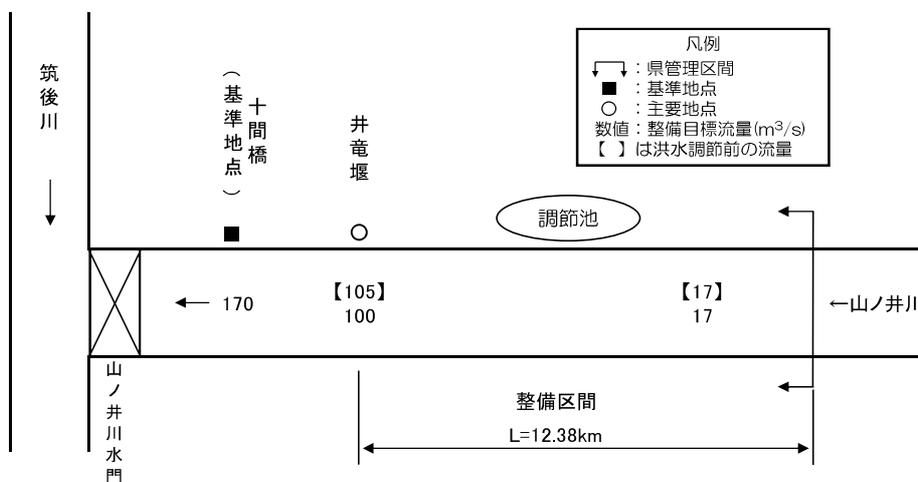


図 3-2 整備目標流量図（山ノ井川）



## 2. 内水対策

下流圏域では、市街化の進展に伴い、流域の遊水・保水機能が以前より低下して浸水被害のリスクが高まっています。そのため、近年の豪雨において甚大な被害が発生した山ノ井川、宇田貫川においては、総合内水対策計画を策定し、浸水被害の軽減を目標としたハード対策等に取り組むこととしています。

また、住民が自らの命を守るための事前の備えや、避難行動を支援するためのソフト対策を実施し、自助・共助の力が最大となることを目指すとともに、浸水リスクの高い地域の新規立地の抑制や雨水流出の抑制等を行い、浸水被害の最小化を目指しています。

この他の河川においても、内水対策の必要がある箇所においては、内水の発生要因を把握したうえで関係機関と連携・調整を図りながら、必要に応じて総合内水対策計画を策定し、関係機関と役割分担のもと、内水被害の軽減や拡大防止を目指します。

## 3. 地震・津波対策

地震津波対策については、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生しても、河川管理施設として必要な機能を確保することに努めます。

## 4. 河川の維持

河川の維持については、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設や河道の土砂堆積、河床低下、河岸洗掘、河道内樹木などを対象に、洪水等による災害の防止または被害軽減の機能が発揮できるよう、適切な河川管理を目指します。また、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や、河川巡視、点検等による効率的かつ的確な維持管理に努めます。

また、総合的な土砂管理については、必要に応じて、関係機関との連携・調整に努めます。

### 3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

#### 1. 水利用

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持については、将来にわたり健全な河川水の利用が維持されるように、関係機関・団体、地域住民と連携して適正な水管理に努めます。

#### 2. 河川空間利用

河川空間の利用については、川が最も身近な自然とのふれあいの場であることを念頭に、周辺環境に十分配慮し、環境教育・環境学習の場とするとともに、自然に触れ、親しむことのできる場の形成と適切な管理に努めます。

#### 3. 河川環境

河川環境の整備と保全・再生については、溜池やクリークが点在する豊かな自然環境及び、河川利用状況を踏まえ、治水・利水面に配慮しつつ、適宜有識者等と協議を行い、「福岡県生物多様性戦略」や「福岡県ワンヘルス推進行動計画」に基づき、圏域における「生物多様性の質の向上」、「河川環境の保全と再生」を目指します。

具体的には、周辺の生物の生息環境に配慮した多自然川づくりの実施、本支川・クリークの連続性の確保等を図ります。また、周辺に広がる山地や田園風景等との調和のとれた景観・生態的なつながりの形成に努めます。

#### 4. 河川水質

河川水質については、下水道事業者等と連携し、水質の改善に努めると共に、良好な水質の維持を目指します。

## 第4章 河川の整備の実施に関する事項

### 4-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

#### 1. 河川工事の目的、種類

整備対象河川では、整備計画目標流量の安全な流下を図ることを目的として、築堤、掘削、護岸の整備、堰・橋梁・水門の改築等を行い、河道内での安全な流下を図ります。

花宗川については、調節池の設置による洪水調節及び新橋川への分流により治水安全度の向上を図ります。

新橋川については、内水対策として排水機場を設置し、浸水被害の軽減を図ります。

山ノ井川については、内水対策として、排水ポンプの増設や堤防の嵩上げを行うことで溢水・越水を防止し、浸水被害の軽減を図ります。

#### 2. 洪水対策

##### (1) 施行の場所

下流圏域内の河道整備は、表 4-1、図 4-1 に示す施行の場所において、目標流量を安全に流下させる河道を確保します。

表 4-1 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長
花宗川	筑後川合流点 ～ 矢部川分派点	23.01km
花宗川放水路	新橋川合流点 ～ 花宗川分派点	0.75km
新橋川	筑後川合流点 ～ 諸富橋	1.85km
山ノ井川	井竜橋 ～ 西原橋	12.38km
広川	J R 橋 ～ 広川ダム直下	14.67km
上津荒木川	松本橋 ～ 陸軍橋	0.66km

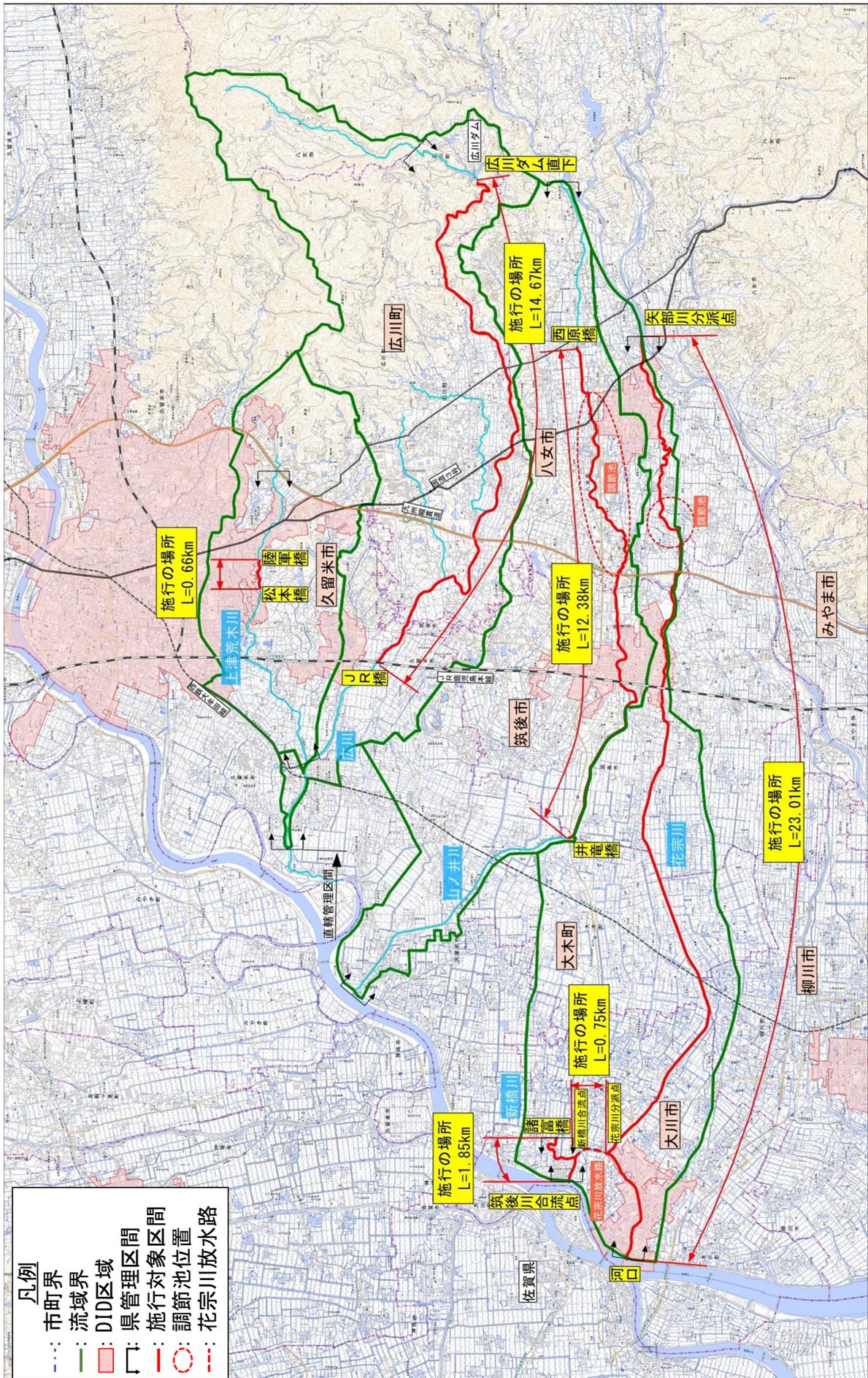


図 4-1 整備対象河川・施行の場所位置図

## (2) 改修方針

## ① 花宗川

花宗川においては、整備計画の目標流量を安全に流下させることができるように、築堤、河道拡幅及び河床掘削を行うとともに、必要に応じて橋梁や堰の改築等を行います。

また、調節池の設置による洪水調節及び新橋川への分流を行い、治水安全度の向上を図ります。

(図 4-2 参照)



写真 4-1 広木橋 (4k900 付近) より下流を望む

## 【環境への配慮及び整備方針】

花宗川には、一部川沿いにクスノキ等の樹木が点在し、水域にはセボシタビラ、タナゴ類、オヤニラミ、コイ等の魚類が生息しています。また、沿川には親水公園や散策路が整備され、地域住民にとって身近な自然とのふれあいの場となっています。

整備にあたっては、このような花宗川の特徴を踏まえ、以下の方針で整備を進めます。

- ・現状の瀬、淵及び砂州を極力保全・再生し、画一的な河道とならないよう留意しながら掘削や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い必要となる護岸や根固工の整備、橋梁・堰の改築を行います。
- ・河畔にはクスノキ等の巨木が点在し、魚付き林としての役割を果たしていることが考えられることから、河畔林の保全・再生に努めます。
- ・流水区間の水際には、ヨシ等の抽水植物やエビモ等の沈水植物が繁茂し、コイ、ギンブナ等の産卵場、稚魚・幼魚の生息場となっていることから、それらの水際植生の保全・再生を図ります。
- ・堰等による湛水区間には、セボシタビラ、タナゴ類、オヤニラミ、コイ等の緩流域に生息する魚類が多く生息し、ヤリタナゴ（環境省 NT、福岡県 VU）、ニッポンバラタナゴ（環境省 CR、福岡県 EN）、ミナミメダカ（環境省 VU、福岡県 NT）の稚魚・幼魚は、河川と水路を行き来することにより生息していることから、緩流域の保全・再生と河川と水路等の横断的連続性の維持に努めます。
- ・感潮区間の干潟塩性湿地には、ウラギク（環境省 VU、福岡県 EN）、ヒロハマツナ（環境省 VU、福岡県 EN）等の塩生植物やムツゴロウ（環境省 EN、福岡県 NT）、トビハゼ（環境省 NT、福岡県 VU）等の魚類、ベンケイガニ（福岡県 NT）、ハラグクレチゴガニ（環境省 NT、福岡県 NT）等の甲殻類など、選好する高さの異なる多種多様な生物が生息・生育していることから、現況の干潟生態系の保全・再生に努めるとともに、干潟塩性湿地環境への影響を軽減することを目的とした段階的な河道掘削を行います。
- ・必要に応じて学識者の意見を聞きながら、河川整備を進めていきます。

図 4-3 に示す代表横断図は、標準的なイメージを示したものです。

## ② 新橋川

新橋川においては、花宗川からの分派を受け入れるための放水路を整備するとともに、整備計画の目標流量を安全に流下させることができるように、築堤、河道拡幅及び河床掘削を行い、必要に応じて橋梁・水門の改築等を行います。

また、内水対策として排水機場及び水門を設置し、浸水被害の軽減を図ります。（図 4-2 参照）



写真 4-2 上野橋（0k400 付近）より下流を望む

## 【環境への配慮及び整備方針】

新橋川は、流路延長が約 2.6km と短く、ほぼ全域が感潮区間となっており、そこで形成される汽水域や干潟塩性湿地には、トビハゼ等の魚類や、ハラグクレチゴガニ等の甲殻類が生息しています。

整備にあたっては、このような新橋川の特徴を踏まえ、以下の方針で整備を進めます。

- ・現状の瀬、淵及び砂州を極力保全・再生し、画一的な河道とならないよう留意しながら掘削や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い必要となる護岸や根固工の整備、橋梁等の改築を行います。
- ・感潮区間の干潟塩性湿地には、ムツゴロウ（環境省 EN、福岡県 NT）、トビハゼ（環境省 NT、福岡県 VU）等の魚類、ベンケイガニ（福岡県 NT）、ハラグクレチゴガニ（環境省 NT、福岡県 NT）等の甲殻類など、選好する高さの異なる多種・多様な生物が生息・生育していることから、現況の干潟塩性湿地生態系の保全・再生に努めるとともに、干潟塩性湿地環境への影響を軽減することを目的とした段階的な河道掘削を行います。
- ・必要に応じて学識者の意見を聞きながら、河川整備を進めていきます。

図 4-5、図 4-6 に示す代表横断図は、標準的なイメージを示したものです。

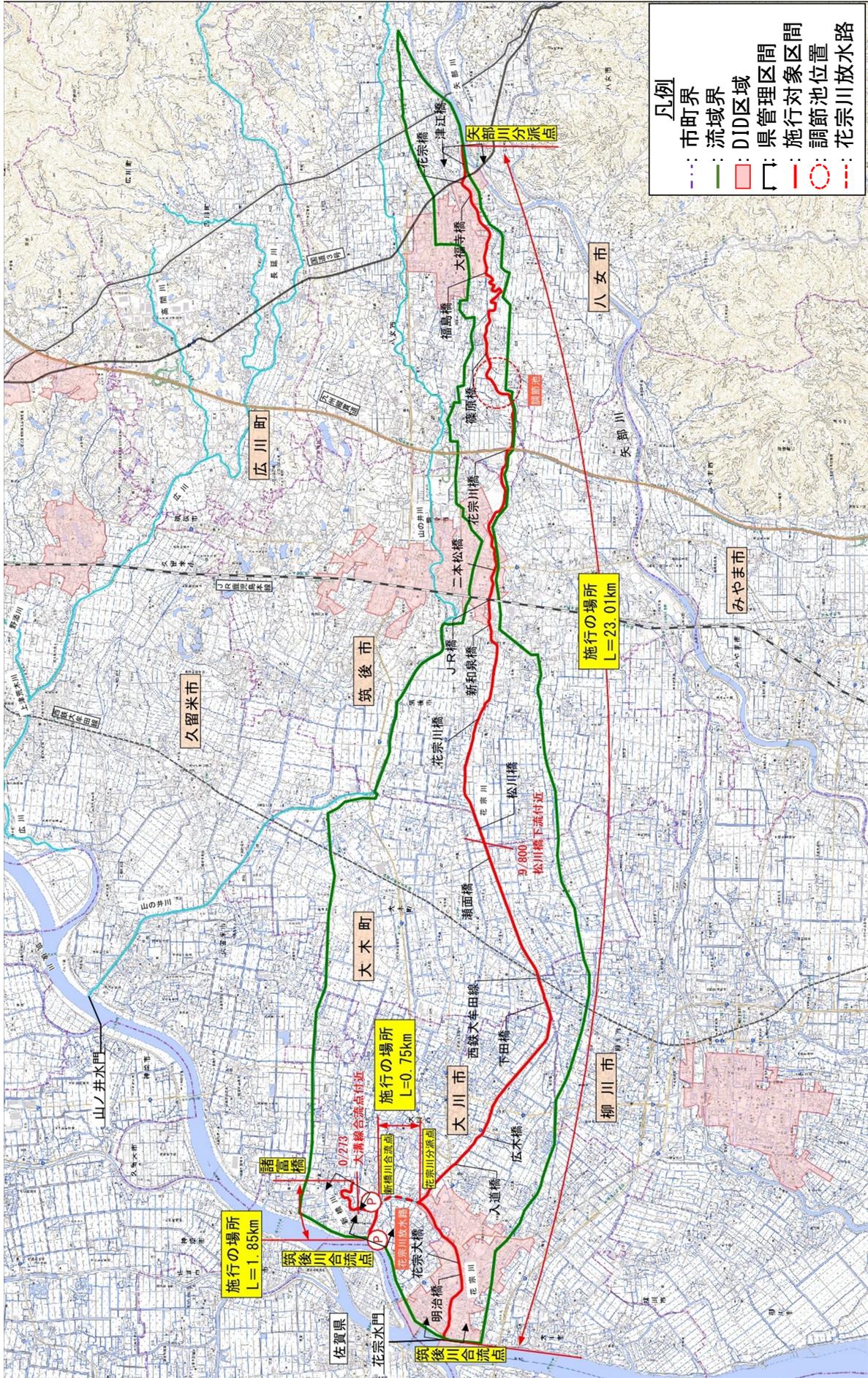


図 4-2 花宗川・新橋川整備計画平面図(施行の場所位置図・放水路・調節池位置図)

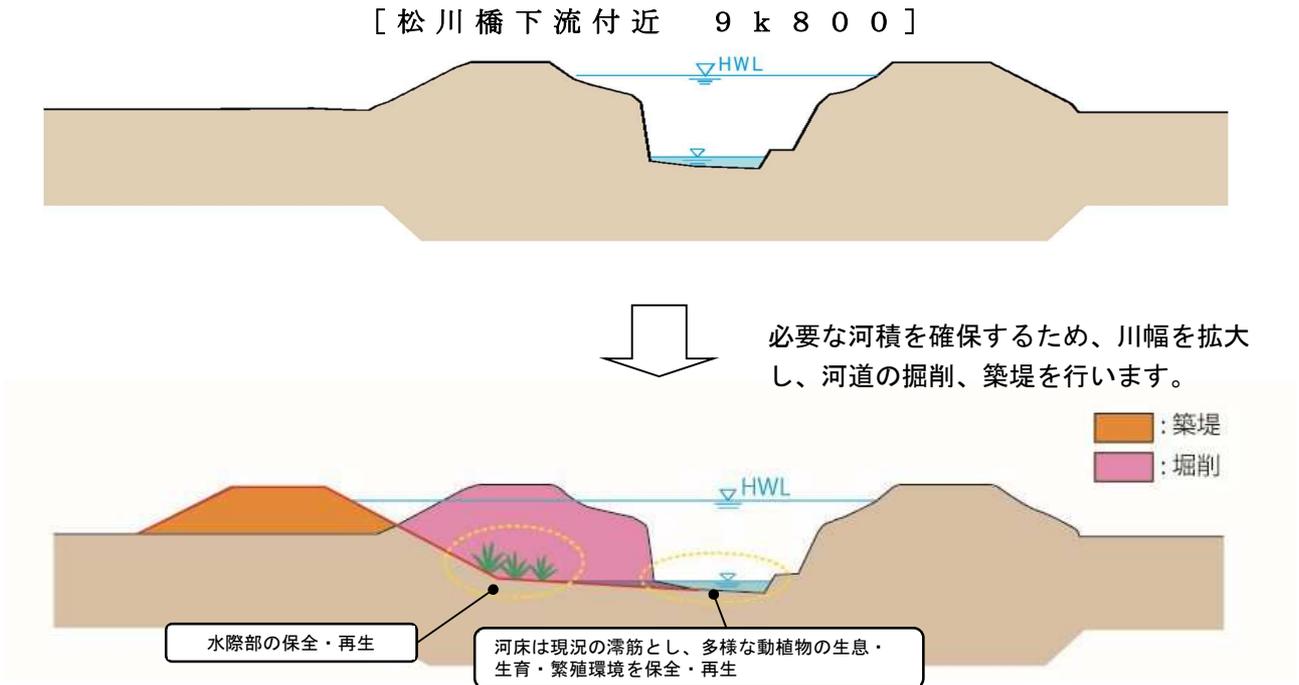


図 4-3 花宗川河川整備計画代表横断面図

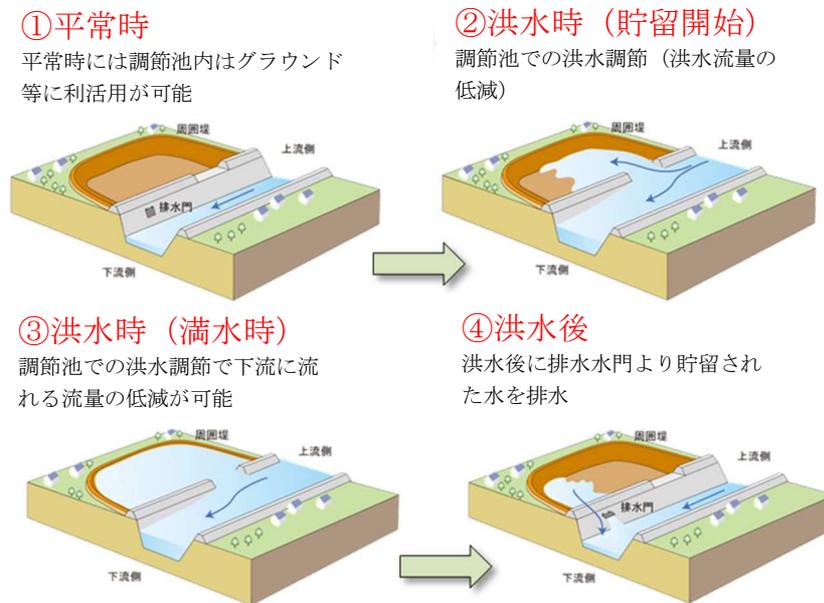


図 4-4 花宗川調節池の機能の概要

[西開橋上流付近 0 k 9 0 0]

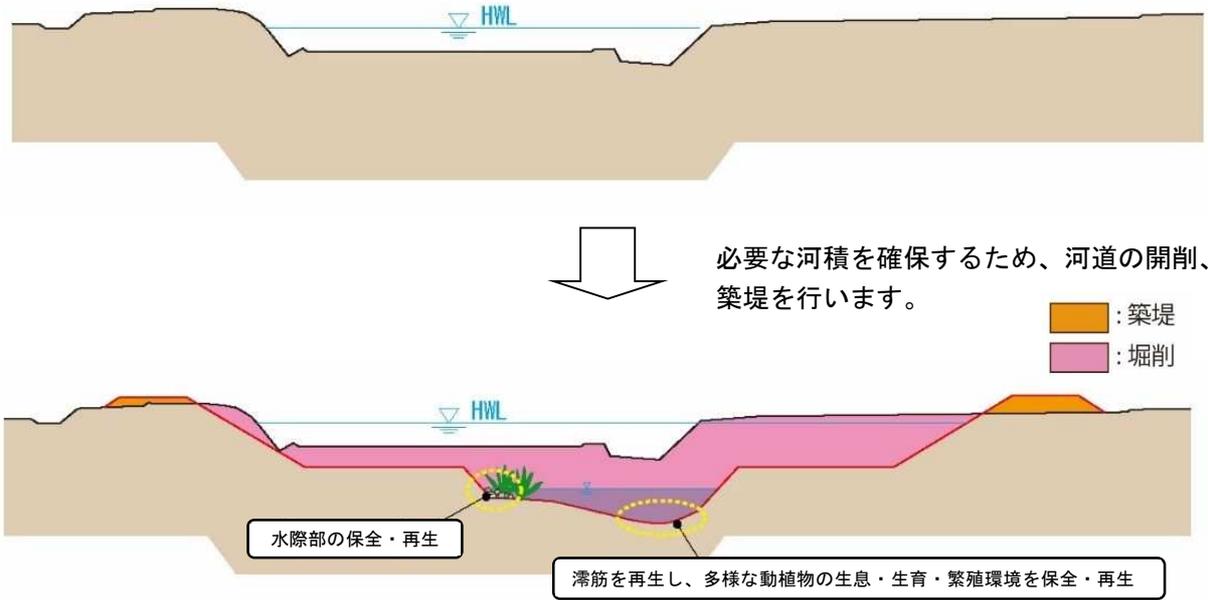


図 4-5 新橋川河川整備計画代表横断面図

[大溝線合流点付近 0 k 2 7 3]

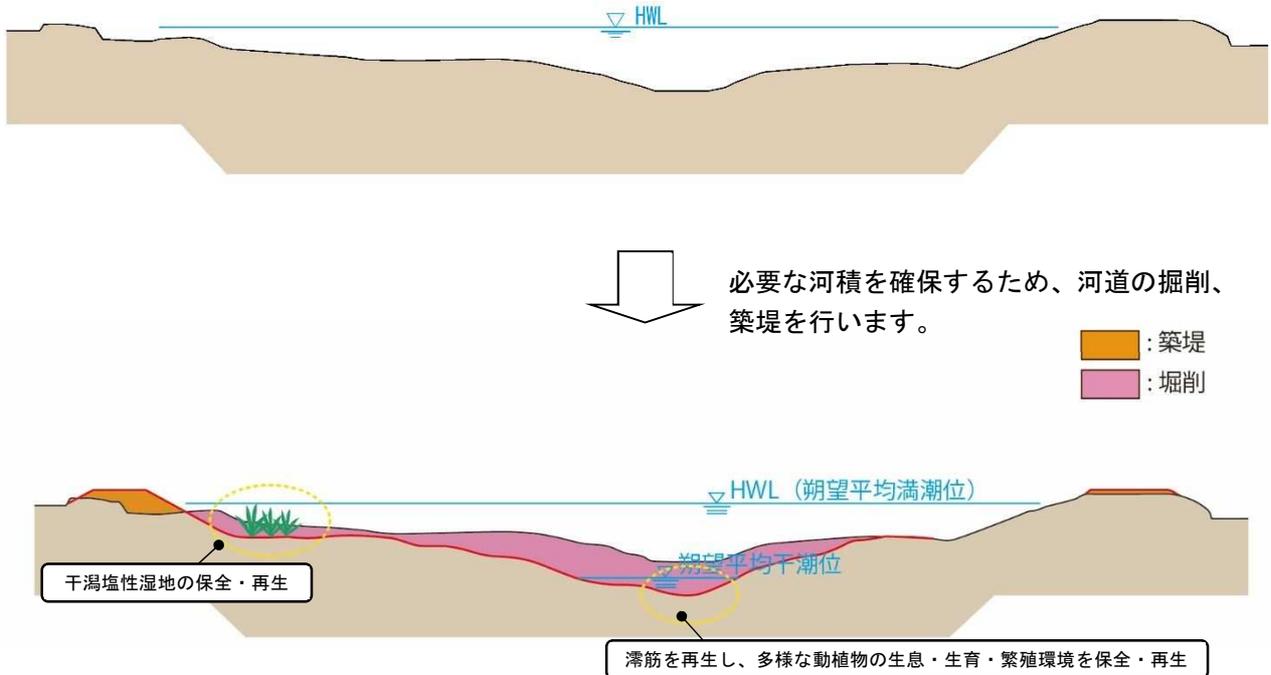


図 4-6 新橋川河川整備計画代表横断面図

## ③ 山ノ井川

山ノ井川においては、整備計画の目標流量を安全に流下させることができるように、築堤、河床掘削を行うとともに、橋梁や堰の改築、調節池の新設を行います。

また、内水対策として、筑後川との合流部に排水機場の整備等を行います。（図 4-7 参照）



写真 4-3 岡山橋（13k900 付近）より上流を望む

## 【環境への配慮及び整備方針】

山ノ井川には、オイカワ、カワムツ、コイ等の魚類が生息し、一部区間には、重要種であるタナゴ類やミナミメダカ等も見られ、魚類や鳥類、昆虫類等の多くの動植物の多様な生息・生育環境が形成されています。

沿川には親水公園や散策路が整備され、地域住民にとって身近な自然とのふれあいの場となっています。

整備にあたっては、このような山ノ井川の特徴を踏まえ、以下の方針で整備を進めます。

- ・現状の瀬、淵及び砂州を極力保全・再生し、画一的な河道とならないよう留意しながら掘削や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い必要となる護岸や根固工の整備、橋梁・堰の改築を行います。
- ・瀬、淵及び砂州には、オイカワやカワムツ、トウヨシノボリ、カマツカ等の多くの魚類が生息しており、現況の河床、寄洲、水際線の形状を尊重したみお筋、瀬、淵及び砂州の保全・再生に努めます。
- ・ヨシ、マコモ等の水際の植生は、コイ、ギンブナ等の産卵場、稚魚・幼魚の生息場となっており、カルガモ、バン等の営巣地ともなっていることから、それらの水際植生の保全・再生に努めます。
- ・堰等による湛水区間には、タナゴ類、コイ等の緩流域に生息する魚類が多く生息し、ヤリタナゴ（環境省 NT、福岡県 VU）、ニッポンバラタナゴ（環境省 CR、福岡県 EN）、ミナミメダカ（環境省 VU、福岡県 NT）の稚魚・幼魚は、河川と水路を行き来することにより生息していることから、緩流域の保全・再生と河川と水路等の横断的連続性の維持に努めます。
- ・コイ、ギンブナ、アブラボテ（環境省 NT、福岡県 NT）、など緩流域に生息する魚類が多く生息しており、既存のワンド・淀みを保全・再生し緩流域の確保に努めるとともに、単調な河川形状に対しては再生を図ります。
- ・感潮区間の干潟塩性湿地には、タコノアシ（環境省 NT、福岡県 VU）等の湿生植物やハゼクチ（環境省 VU、福岡県 NT）等の魚類、ベンケイガニ（福岡県 NT）、ハラグクレチゴガニ（環境省 NT、福岡県 NT）等の甲殻類など、選好する高さの異なる多種・多様な生物が生息・生育していることから、現況の干潟塩性湿地生態系の保全・再生に努めます。また、感潮区間の上流端は、魚類の産卵場ともなるので、掘削等による塩水遡上範囲に配慮しながら、滞筋の砂河床の維持に努めます。
- ・必要に応じて学識者の意見を聞きながら、河川整備を進めていきます。

図 4-8 に示す代表横断図は、標準的なイメージを示したものです。



[岡山橋下流付近 13k800]

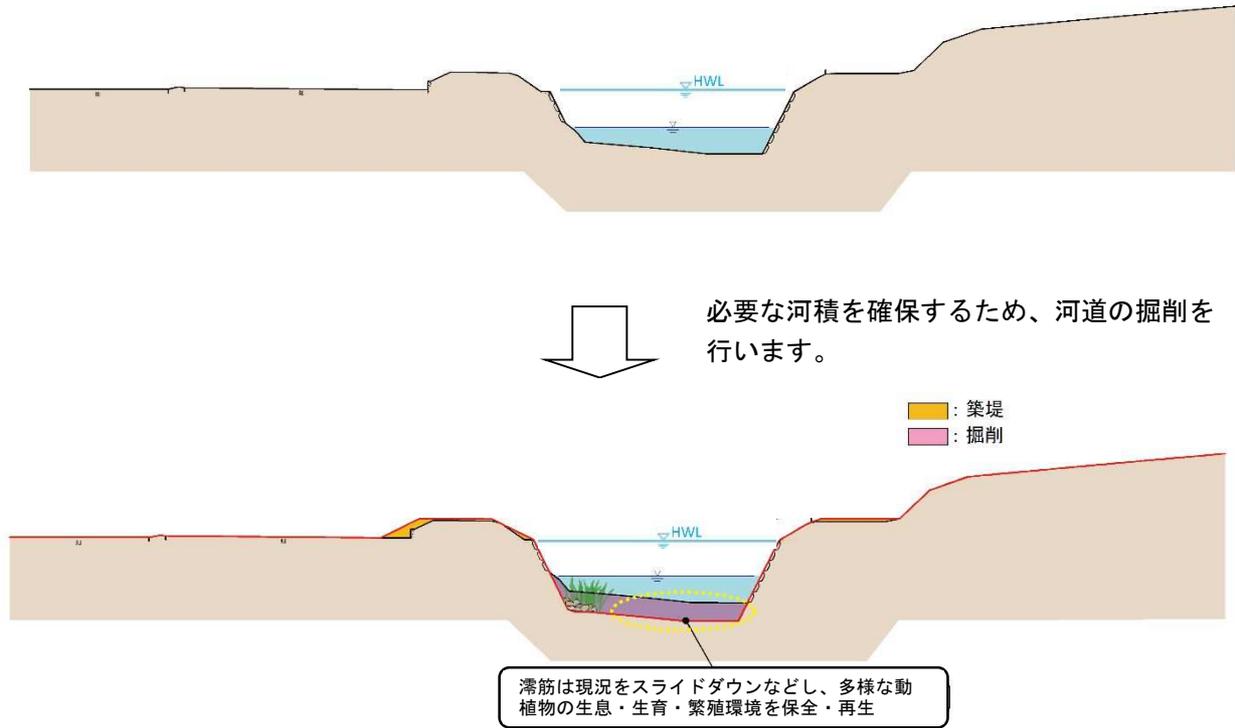


図 4-8 山ノ井川河川整備計画代表横断面図

## ④ 広川

広川においては、整備計画の目標流量を安全に流下させることができるように、築堤、河道掘削、橋梁や堰の改築・統廃合を行います。（図 4-9 参照）



写真 4-4 永代橋（6k500 付近）より下流を望む

## 【環境への配慮及び整備方針】

広川には、堤防法面から水辺にかけてセイタカアワダチソウなどの多年草植生が繁茂し、一部川沿いにはクスノキ等の樹木が点在し、水域にはオイカワ、カワムツ、コイ類等の魚類が生息し、一部区間には、重要種であるタナゴ類やミナミメダカ等も見られ、魚類や鳥類、昆虫類等の多くの動植物の多様な生息・生育環境が形成されています。

沿川には親水公園や散策路が整備され、地域住民にとって身近な自然のふれあいの場となっています。

整備にあたっては、このような広川の特徴を踏まえ、以下の方針で整備を進めます。

- ・現状の瀬、淵及び砂州を極力保全・再生し、画一的な河道とならないよう留意しながら掘削や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い必要となる護岸や根固工の整備を行います。その際に、横断・縦断方向の連続性の確保を図ります。
- ・瀬、淵及び砂州には、オイカワやカワムツ、トウヨシノボリ、カマツカ等の多くの魚類が生息しており、現況の河床、寄洲、水際線の形状を尊重したみお筋、瀬、淵及び砂州の保全・再生に努めます。
- ・ヨシ、マコモ等の水際の植生は、コイ、ギンブナ等の産卵場、稚魚・幼魚の生息場となっており、カイツブリ、バン等の営巣地ともなっていることから、それらの水際植生の保全・再生に努めます。
- ・堰等による湛水区間には、タナゴ類、オヤニラミ、コイ等の緩流域に生息する魚類が多く生息し、ヤリタナゴ（環境省 NT、福岡県 VU）、ニッポンバラタナゴ（環境省 CR、福岡県 EN）、ミナミメダカ（環境省 VU、福岡県 NT）の稚魚・幼魚は、河川と水路を行き来することにより生息していることから、緩流域の保全・再生と河川と水路等の横断的連続性の維持に努めます。
- ・コイ、ギンブナ、アブラボテ（環境省 NT、福岡県 NT）、など緩流域に生息する魚類が多く生息しており、既存のワンド・淀みを保全・再生し緩流域の確保に努めるとともに、単調な河川形状に対しては再生を図ります。
- ・河辺にはムクノキ、エノキ、オオタチヤナギの巨木が存在し、魚付き林としての役割を果たしていることから、河畔林の保全・再生に努めます。
- ・感潮区間の上流端は、アリアケシラウオやアリアケヒメシラウオの産卵場ともなるので、掘削等による塩水遡上範囲に配慮しながら、滞筋の砂河床の維持に努めます。
- ・必要に応じて学識者の意見を聞きながら、河川整備を進めていきます。

図 4-10 に示す代表横断図は、標準的なイメージを示したものです。



[ 藤田橋上流付近 7 k 4 0 0 ]

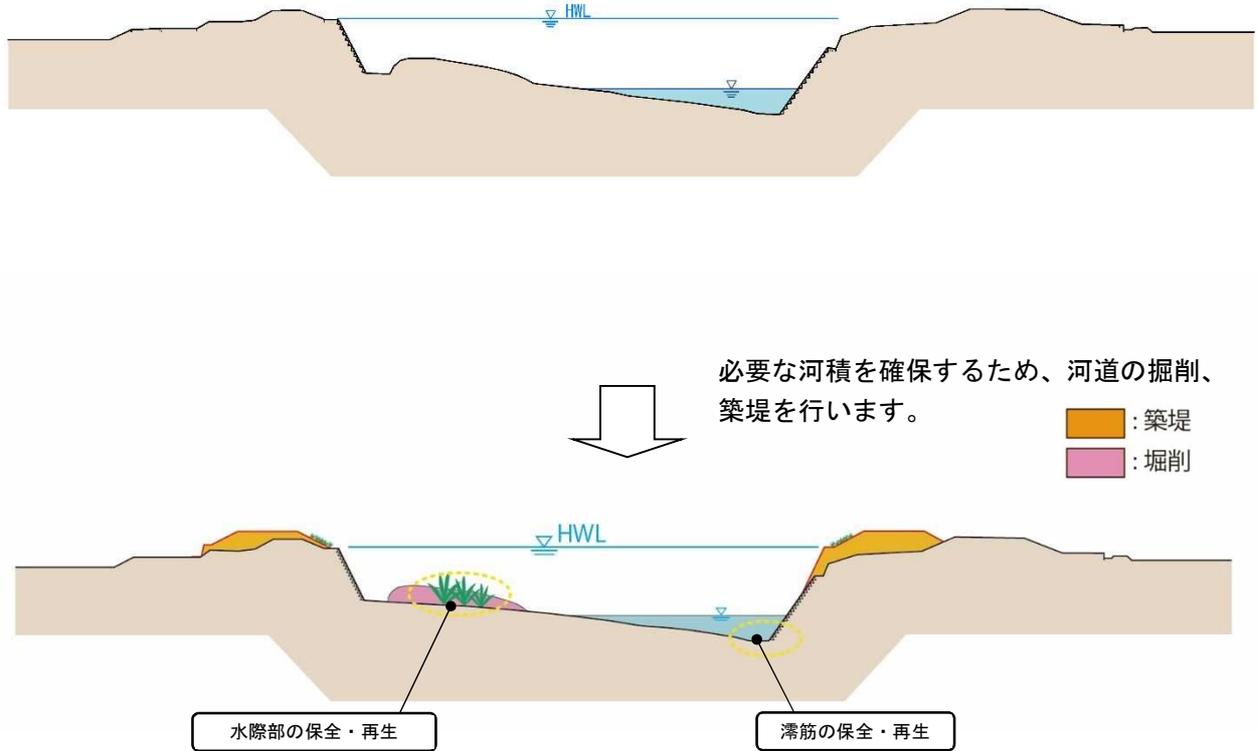


図 4-10 広川河川整備計画代表横断面図

## ⑤ 上津荒木川

上津荒木川においては、整備計画の目標流量を安全に流下させることができるように、築堤、河道拡幅及び河床掘削を行うとともに、必要に応じて橋梁や堰の改築等を行います。（図 4-11 参照）



写真 4-5 松本橋（3k700 付近）より上流を望む

## 【環境への配慮及び整備方針】

上津荒木川には、オイカワ、カワムツ、ギンブナ等の魚類が生息しています。

沿川には親水公園や散策路が整備され、地域住民にとって身近な自然とのふれあいの場となっています。

整備にあたっては、このような上津荒木川の特徴を踏まえ、以下の方針で整備を進めます。

- ・現状の瀬、淵及び砂州を極力保全・再生し、画一的な河道とならないよう留意しながら掘削や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い必要となる護岸や根固工の整備、橋梁・堰の改築を行います。
- ・瀬、淵及び砂州には、オイカワやカワムツ、ギンブナ等の多くの魚類が生息しており、水際線の形状に配慮したみお筋、瀬、淵及び砂州の形成を促すような河道形状となるよう努めます。
- ・ヨシ、マコモ等の水際の植生は、コイ、ギンブナ等の産卵場、稚魚、幼魚の生息場となっており、カルガモ等の営巣地にもなっていることから、多様性のある水辺環境の確保のため水際植生の創出を図ります。
- ・フナ類、コイ、ドジョウ（環境省 NT、福岡県 VU）、ミナミメダカ（環境省 VU、福岡県 NT）など緩流域に生息する魚類が多く生息していることから、ワンド・淀みを創出し緩流域の確保に努めるとともに、単調な河川形状に対しては再生を図ります。
- ・必要に応じて学識者の意見を聞きながら、河川整備を進めていきます。

図 4-12 に示す代表横断図は、標準的なイメージを示したものです。

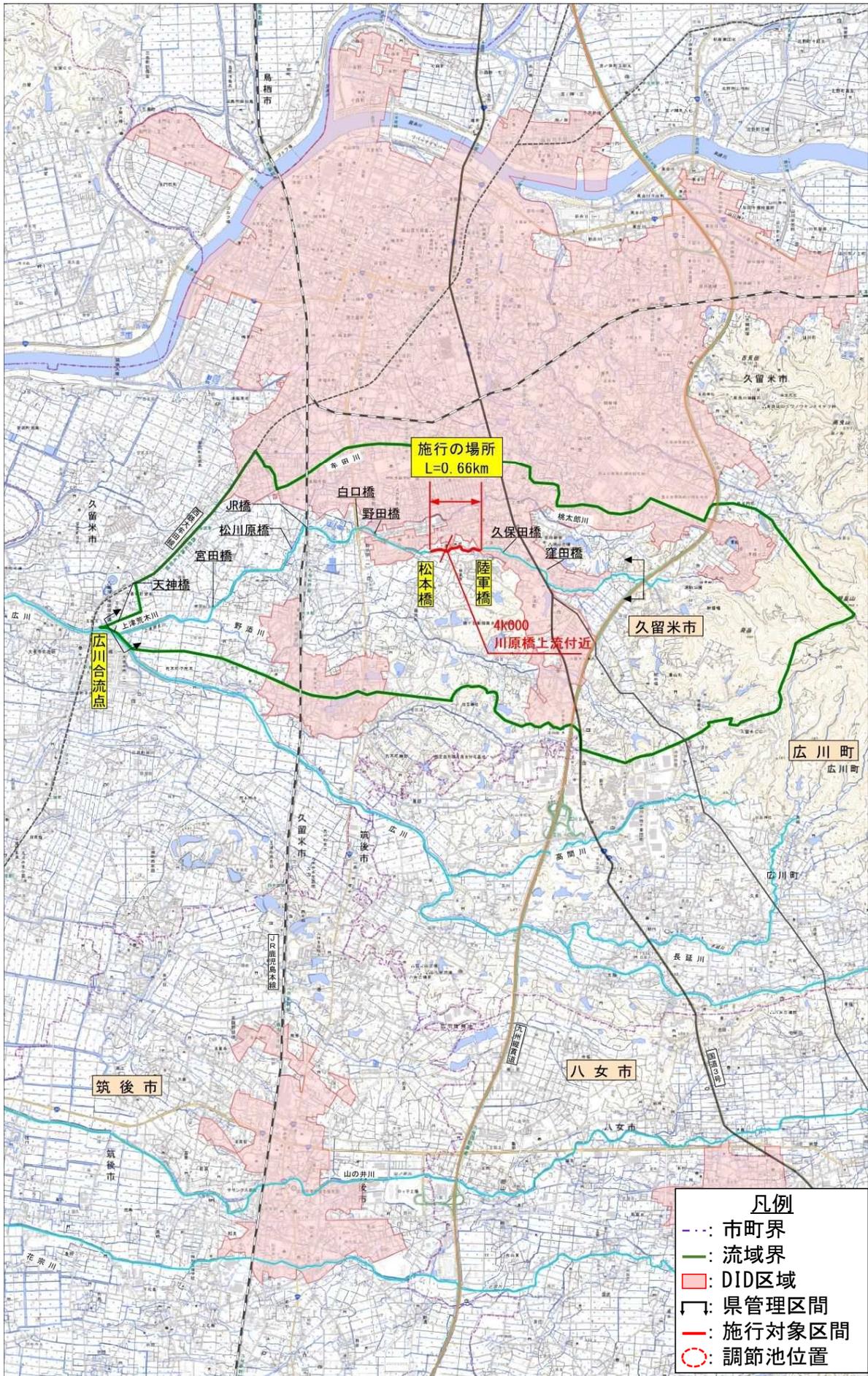
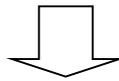
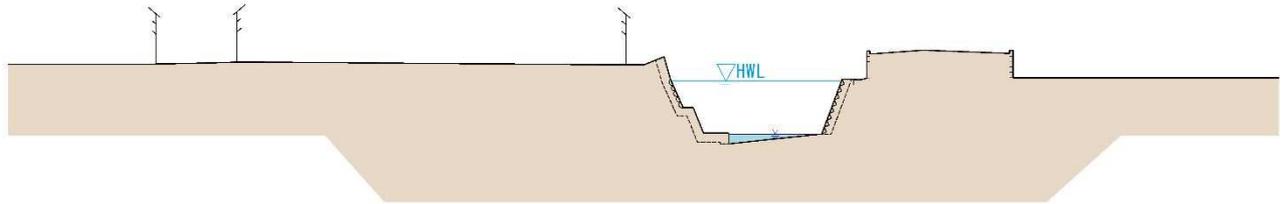


図 4-11 上津荒木川整備計画平面図(施行の場所位置図)

[川原橋上流付近 4k000]



必要な河積を確保するため、川幅を拡大し、  
河道の掘削、築堤を行います。

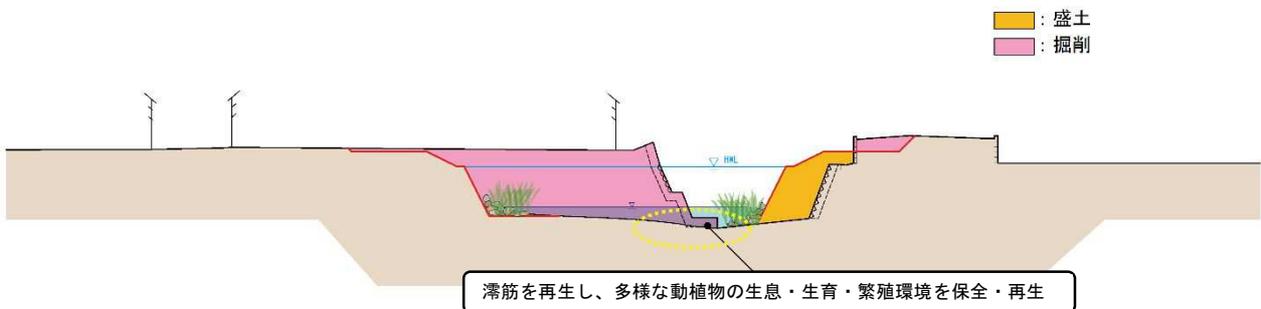


図 4-12 上津荒木川河川整備計画代表横断面図

**(3) 局所的な改良**

ネック箇所の解消により被害軽減が可能な場所については、緊急性や優先度を考慮し、必要に応じた局所的な改修を行うことにより、浸水被害の軽減を図ります。

**(4) 水衝部等の安全性確保**

水衝部や洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の侵食等によって堤防の安全性を確保できない恐れがある箇所等については、必要に応じて根固め、護岸、水制及び法面保護等を実施します。

**(5) 堤防の安全性確保**

堤防については、洪水における浸透に対する安全性の検討を行い、その結果を踏まえ、所定の安全度が不足している箇所については必要に応じて対策を実施し、堤防の安全性を確保します。

**(6) 危機管理**

整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過する洪水に対しては、関係機関と綿密に連携を図り、速やかな防災情報の提供、水防活動の支援に努め、被害の防止・軽減を図るとともに、流域全体で取り組みます。

**3. 内水対策**

新橋川において、内水時の河川水位の低下を目的とした排水機場の整備を行います。また、近年の豪雨において甚大な被害が発生した山ノ井川、宇田貫川について、関係機関が連携し、総合内水対策計画を策定しています。

福岡県では、総合内水対策計画の取り組みとして、山ノ井川において、内水時の河川からの溢水の防止を目的としたパラペットによる護岸嵩上げを実施しており、山ノ井川だけでなく宇田貫川に対しても浸水被害の軽減を図っています。さらに、追加対策として、筑後川の合流部に内水時の河川水位の低下を目的とした排水機場の整備を実施します。

この他の河川においても、内水対策の必要がある箇所においては、内水の発生要因を把握したうえで関係機関と連携・調整を図りながら、必要に応じて総合内水対策計画を策定し、現地状況に適応した対策を実施します。

## 4-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水による災害の発生防止及び軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全・再生がなされることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、具体的に下記の事項に努めます。

### 2. 河川維持の種類

#### (1) 河川管理施設の維持管理

下流圏域では、過去の被害を受けて河川改修が実施されてきた歴史があります。これに伴い設置された護岸等の河川管理施設には、設置後年数の経過と共に老朽化しているものもあります。

今後、河川管理施設の機能を維持し、十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検を行うと共に、災害危険箇所等の把握を定期的に行い、優先順位の高いものから対応を行っていきます。

また、機械、機器等の施設の機能を維持するための更新及び補修も必要に応じて行います。

なお、治水上の安全性を確保するため、取水堰等の許可工作物で、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。さらに、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響のみならず、環境保全・再生にも配慮するよう指導します。

#### (2) 河道の維持

河道内に堆積した土砂等は、河道の流下能力を維持することを目的として、河川巡視により堆積状況を把握します。また、周辺河川環境に配慮しながら、必要に応じてしゅんせつ等の維持管理に努めます。しゅんせつに関しては滞筋を維持し、生物の生息場である瀬、淵及び砂州の保全・再生に努めます。

河川内に繁茂した植生については、それらのもつ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら、必要に応じて伐採等を行うと共に、植物の適正な管理を目指します。

洪水後の局所洗掘や長期的な河床低下等については、河川巡視等により、回復状況に留意し、適切な管理に努めます。

#### (3) 河川の巡視

河川巡視要綱に基づき河川巡視を行います。また、河川区域内における不法投棄、不法占用、不法係留等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。

さらに、梅雨時期等の雨が多い時期に備えて、河川施設の重点的な巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めます。



写真 4-6 不法投棄の状況



写真 4-7 不法投棄の回収の様子

#### (4) 河川管理施設の災害への対応

護岸等の河川管理施設に災害が発生した場合は、早期発見に努めるとともに、迅速にその復旧に向けて取り組みます。



被災後



復旧後

写真 4-8 災害復旧の様子

#### (5) 水量・水質の管理等

適正な河川管理のために、雨量・水位の把握に努めると共に、関係機関と連携をして、定期的に水質の把握に努め、水質改善についての啓発活動等を行っていきます。また、水質事故等については、河川巡視の実施や住民および関係機関との連携により早期発見と適切な対処に努めます。



写真 4-9 河川に設置された水位観測所  
(テレメーター)



写真 4-10 油流出事故の対応

### 3. 施行の場所

河川の維持管理については、下流圏域において福岡県が管理するすべての河川で実施します。

### 4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

#### 1. 水利用

下流圏域の河川の適正な利用に関しては、現在、かんがい用水、工業用水等の水源として広く利用されていることから、水利用の適正化が図られるように努めます。

また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、各河川の流況ならびに動植物の生息・生育及び利水の現況等、今後調査の上、検討します。

#### 2. 河川空間利用

河川空間、調整池の利用については、治水上や河川利用上の安全・安心に配慮した上で、地域の要望を踏まえ、子どもたちの自然体験、環境学習活動の場等の形成に努めます。

河川利用等のニーズが高い地区については、関係機関及び地域住民等と連携し、安全性・利便性に配慮した河川空間、調整池の整備及び完成後の利活用計画・維持管理面での地域の協力等について検討し、必要に応じて「かわまちづくり支援制度」等の活用により人と河川の豊かなふれあいの場の整備を行います。

#### 3. 河川環境

河川環境の整備と保全・再生については、「多自然川づくり基本方針」、「中小河川に関する河道計画の技術基準」、「福岡県生物多様性戦略」及び環境省「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」、福岡県生物多様性戦略に基づく「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」及び「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を基本とした整備に努めます。これらの基準等に基づき、河川整備を行う際には、必要に応じて学識等の意見を聞きながらモニタリングを行うなど、河川環境に関する情報の収集・蓄積に努めます。また、県の条例で指定されている指定希少野生動植物が生息する河川では、必要に応じて関係機関との協議を実施します。

下流圏域には多くの動植物の生息が確認されていますが、生態系などに被害を及ぼすおそれのある外来生物（ブラジルチドメグサ等）も確認されているため、継続的な監視を行いながら、外来生物を増やさないよう啓発活動等に努めます。

#### 4. 河川水質

水質については、水質が悪化しないように継続的な監視を行いながら、関係機関と地域住民との協働による水環境の保全・再生に努めます。

水質事故が発生した場合、汚濁源の把握に努め、関係機関と連携し、水質の保全・再生に努めます。

## 4-4 その他河川整備を総合的に実施するために必要な事項

### 1. 洪水等に対する総合的な被害軽減対策の推進

#### (1) 施設の能力を上回る洪水等の発生への対応

近年の降雨傾向の変化や洪水被害の発生状況をみると、平成24年7月九州北部豪雨、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年7月、8月の大雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月豪雨及び令和5年7月豪雨のような記録的な豪雨、あるいはそれ以上の豪雨がいつ発生してもおかしくありません。甚大な洪水被害から最低限人命を守るためには、地域住民及び市町が洪水被害に対する防災・減災を強く意識した社会を構築していくことが重要です。そのために、「大規模氾濫に関する減災協議会」等を通じて国や市町等と連携し、地域住民も含めて「施設では防ぎきれない規模の洪水も必ず発生するもの」と認識して取り組む必要があります。

#### (2) 流域治水の推進

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等に備え、流域全体のあらゆる関係者が協働して被害の軽減に向けた「流域治水」（図 4-13 参照）を推進する必要があります。流域治水では、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の3本柱を軸にハード・ソフト一体で多層的に進めていきます。

筑後川水系では、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的として令和2年9月に「筑後川流域治水協議会」が設立され、令和3年3月に「筑後川水系流域治水プロジェクト」が策定されました。「筑後川水系流域治水プロジェクト」は令和4年3月に更新され、引き続き、あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」の取り組みを加速させることとしています。

福岡県では、一級水系は令和2年8月から9月にかけて、二級水系は4つの圏域に分けて令和3年5月に、国、県、市町村からなる「流域治水協議会」（図 4-14 参照）を設立しました。協議会において、「流域治水」（図 4-15 参照）を計画的に推進するための協議、情報共有を行っています。取り組みの一環として、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」としての、ダムの事前放流の実施、体制の構築を進めています。

下流圏域内の河川においても、今後の治水対策として、気候変動の進行に伴う豪雨の激甚化・頻発化により、災害リスクが高まっていることを踏まえ、「流域治水」に取り組み、防災・減災対策を推進します。

また、市街地の進展、または接続する河川の状況や周辺地形条件等により浸水被害の防止が困難な河川については、「特定都市河川浸水被害対策法（平成16年5月施行、令和3年11月一部改正）」に基づく「特定都市河川」に指定を進め、法的な枠組みを活用して、さらなる「流域治水」の推進を図ります。

#### (3) グリーンインフラの推進

下流圏域内市町等による取り組みを促進するため、雨水貯留や浸透、多自然型調整池整備等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進を図ります。進めるにあたっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。



図 4-13 流域治水による対策（出典：国土交通省九州地方整備局河川部 HP）



図 4-14 福岡県内の流域治水協議会（出典：福岡県流域治水パンフレット）



図 4-15 福岡県の流域治水の取り組み（出典：福岡県流域治水パンフレット）

2. ソフト対策の具体的な取り組み

(1) 水害発生の危険性に関する情報の提供

水防法の規定に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として、県管理河川334河川のうち作成対象333河川全てで指定しています。区域の指定と併せて、洪水浸水想定区域図を公表しています。また、市町村は、洪水浸水想定区域図を基に、避難所などの情報を重ねてハザードマップを作成します。(図4-16参照)

「洪水浸水想定区域図」の公開ホームページアドレス  
 <インターネット>  
 福岡県総合防災情報ホームページ  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sinsui-soutei.html>  
 福岡県総合防災情報ホームページ 「洪水浸水想定区域図(例:花宗川)」

The image shows a screenshot of the official website for flood inundation maps in Fukuoka Prefecture. On the left, there is a navigation menu with options like 'テーマから探す' (Search by theme), '目的から探す' (Search by purpose), and '地域から探す' (Search by region). Below this, there is a search bar and a list of links to various pages. The main content area is titled '福岡県管理河川の洪水浸水想定区域図について' (About the flood inundation estimated area map of rivers managed by Fukuoka Prefecture). It includes a sub-section '洪水浸水想定区域図について' (About the flood inundation estimated area map) with explanatory text. On the right, there is a map titled '筑後川水系花宗川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)' (Flood inundation estimated area map of the Hanazono River in the Suikyo River basin, maximum estimated scale). The map shows the river and surrounding areas with color-coded zones indicating different levels of inundation risk. A legend and scale are provided below the map.

図 4-16 「洪水浸水想定区域図」の公開ホームページアドレス  
 及び「洪水浸水想定区域図(例:花宗川)」

(2) リアルタイム防災情報（雨量、河川水位等）の提供

洪水等による被害の発生または発生が予想される際には、正確な防災情報を収集し、迅速に市町村や地域住民に提供することが重要です。

洪水時に早急な水防活動や住民の適切な避難判断を支援することを目的に、リアルタイムで圏域内の雨量や河川水位情報を観測するために、雨量観測所、水位観測所を整備すると共に、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの整備も進めています。これらの情報は「福岡県総合防災情報」

(図 4-17) や防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」(図 4-18) により、スマートフォンやインターネットを利用して地域住民へ提供します。

水位周知河川については、市町村への水防情報の伝達を行うとともに、市町村長が避難指示の発令を判断する支援として、洪水時の河川の状況を市町村長等へ情報提供（ホットライン）する仕組みを構築します。

「福岡県総合防災情報」の各種情報アドレス

<インターネット>  
 福岡県総合防災情報ホームページ ([http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis\\_top/](http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/))

<スマートフォン>  
 福岡県総合防災情報ホームページ (<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>)

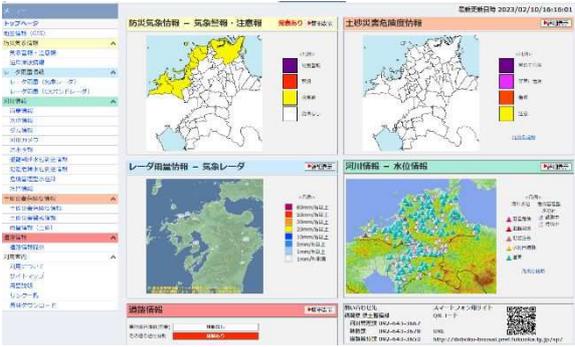
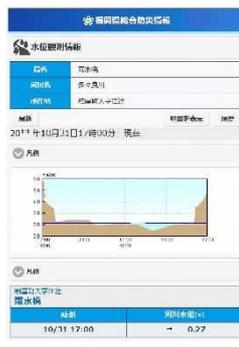
パソコンの場合	スマートフォンの場合	QRコード
		

図 4-17 「福岡県総合防災情報」の各種情報アドレス

防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の各種情報アドレス

<ダウンロード先>  
 Google Play ([https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.lg.fukuoka.pref.fukuoka\\_bosai](https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.lg.fukuoka.pref.fukuoka_bosai))  
 App Store (<https://apps.apple.com/jp/app/ふくおか防災ナビ-まもるくん/id1659756418>)

【ふくおか防災ナビ・まもるくん 画面イメージ】

- 災害の危険度を表示
- 地図で避難所を表示

【配信開始日】  
 令和4年12月23日(金)  
 【ダウンロードはこちらから】

Google Play      App Store

【対応 OS】  
 Android バージョン 8.0 以降  
 iOS バージョン 11.0 以降

【利用料金】  
 無料 ※通信料等は別途かかります

図 4-18 防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の各種情報アドレス

(3) 防災意識の向上のための市町への支援

洪水等による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助それぞれの災害に対応する力（図4-19参照）を高めることが大切であることから、自助行動に関するパンフレットを作成し、市町職員や自主防災組織、一般住民向けに提供しています。併せて、災害の発生前から、迅速で的確な防災対応をとるには、その対応をあらかじめ時系列に明確化したタイムライン（防災行動計画）を活用した取り組みを行うことが重要であり、市町がタイムラインを作成する際、必要に応じて、技術的な助言等の支援を行います。

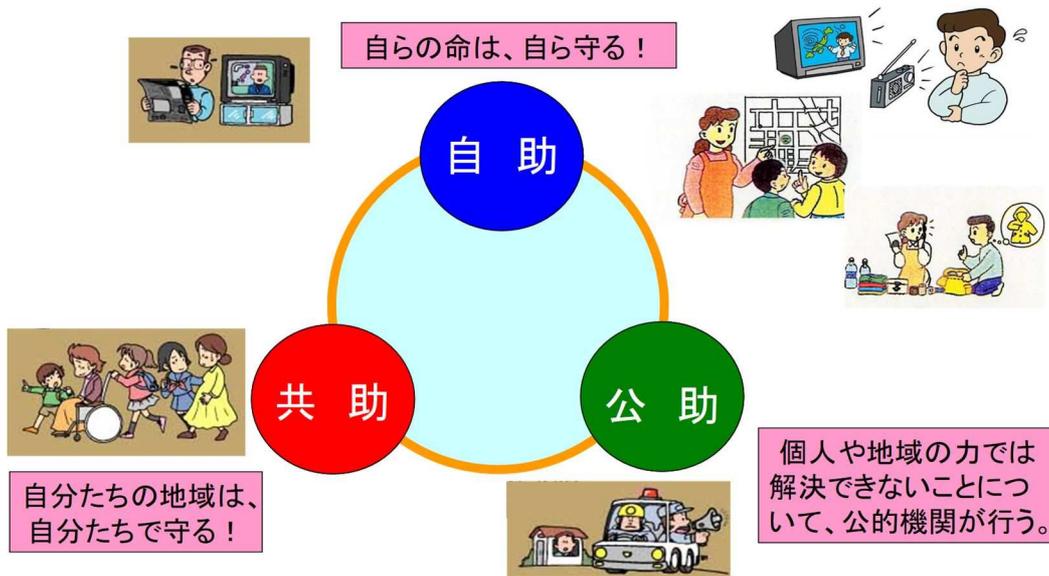


図 4-19 総合的な被害軽減対策イメージ（自助、共助、公助）

3. 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携

(1) 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、それらを推進する組織づくりを促進すると共に、地域住民の関心が河川に向くよう、積極的な広報活動等に努めます。

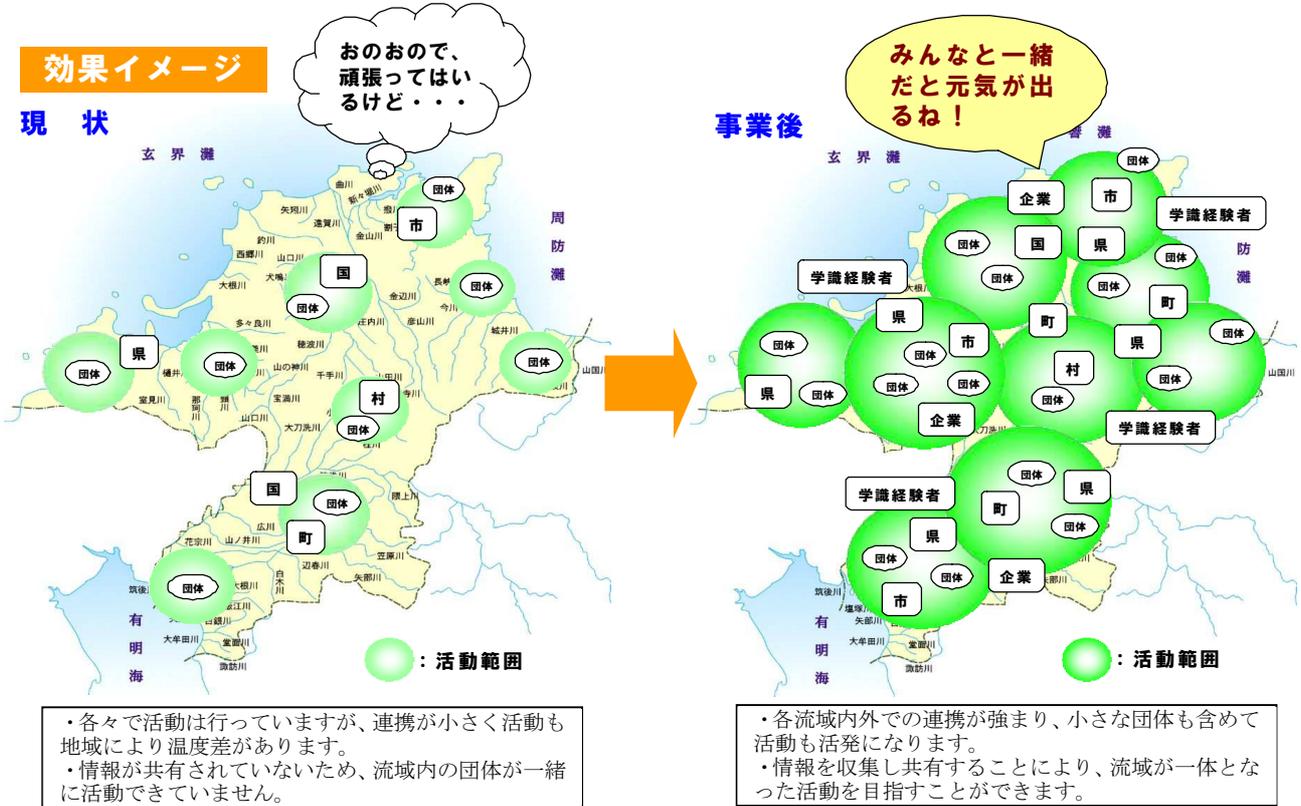


図 4-20 河川愛護意識の普及及び啓発の効果イメージ



写真 4-11 ふくおか水もり自慢!



写真 4-12 ふくおか川の大掃除



(2) 水難事故防止のための教育

近年、局地的集中豪雨による水害及び水難事故が全国各地で発生しています。

国土交通省では、平成20年7月の兵庫県都賀川の急な増水による痛ましい事故を受け、「水難事故防止策検討ワーキンググループ」の設置及び対策の検討が行われ、平成21年1月に報告書がとりまとめられました。

福岡県では、近年増加している局地的集中豪雨による水難事故対策として、河川を利用する方々に、天候の急変などによる急激な増水や水辺の危険箇所を知ってもらうために、子どもを対象とした「ふくおか水辺の安全講座」(図4-21、写真4-13参照)を平成21年度からNPO法人と協働で開催しています。



図 4-21 「ふくおか水辺の安全講座」案内パンフレット



ビデオにより川の危険箇所を知る



遭難したときの流され方、スローロープによる救助



魚取り、カヌーで川の楽しさを学ぶ  
写真 4-13 水辺の安全講座の様子



(3) 河川愛護活動の支援

県では、河川を管理していく上で、管理者が責務を全うすることに加え、地域の財産である河川を地域の手で守ってもらうことが、永続的に健全な河川環境を維持していく上で必要なことだと考えています。

そのため、「クリーンリバー推進対策事業」として、河川愛護団体に河川の一部区間の「里親」になってもらう届出制度を創出し、活動中における事故救済のための保険への加入や報奨金・ゴミ袋・手袋の支給等の支援を行っています。

また、「企業協働河川愛護事業」として、自ら河川愛護活動を行う河川愛護企業や、河川愛護団体だけでは実施が困難な作業等について河川愛護団体の支援（伐木、伐根、整地など）を行う河川愛護活動支援企業の登録など、企業の地域貢献と連携した支援を行っています。

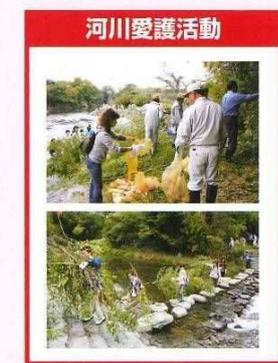
河川愛護団体（ボランティア団体）



河川愛護活動支援企業

<p><b>河川愛護活動支援企業とは？</b></p> <p>河川愛護団体の活動を支援する企業等のことです。</p>	<p><b>河川愛護活動支援企業の活動内容は？</b></p> <p>河川愛護活動を行うボランティア団体や河川愛護企業の活動を重機や特殊車両による作業によって支援します。</p>	<p><b>どうやって登録する？</b></p> <p>河川愛護企業同様、管轄の県土整備事務所（支所）にてお申し込みください。</p>
<p><b>活動支援例</b></p>		
<p>① 整地</p> <p>ボランティア団体の皆様が除草や清掃が行い易いように凹凸になった地面を小型重機等を使用して整地します。</p>	<p>② 抜根等</p> <p>バックホウ等を使用して土中に埋まっている切株やタイヤ等を取り除きます。</p>	<p>③ 伐木</p> <p>チェーンソー等を使用して、作業に支障のある立木を伐採します。</p>

河川の除草・清掃などの河川愛護活動を行う活動団体（河川愛護企業）と河川愛護団体の活動を支援する支援団体（河川愛護活動支援企業）を募集します。



いずれも登録基準を満たしている場合は、福岡県の河川愛護企業・河川愛護活動支援企業として登録され、それぞれ活動していただけます。



河川愛護企業

<p><b>河川愛護企業とは？</b></p> <p>除草・清掃等の河川愛護活動を行う企業等のことです。事業所近くの川をきれいにしたい、ふくおかの川を美しくしたいという企業等で、登録基準については下記の①～③に該当する企業等のことです。</p>	<p><b>河川愛護企業の活動内容は？</b></p> <p>県管理河川において河川愛護活動（除草・清掃など）を行います。</p>	<p><b>どうやって登録する？</b></p> <p>①～③に該当する企業等は、管轄の県土整備事務所（支所）にてお申し込みください。詳細については裏面記載のお近くの県土整備事務所（支所）にお問合わせください。</p>
<p>① 個人事業主を除く企業等</p> <p>企業等には一般の企業に加え農協や漁協などの組合、その他の団体を含まず。</p>	<p>② 区間を決めて活動</p> <p>河川内に愛護活動を行う区間を決めて活動を行います。（区間が500m以上の場合アダプトサインの設置ができます。）</p>	<p>③ 活動は年2回以上</p> <p>年2回程度以上の活動を行います。</p>

図 4-22 河川愛護団体、河川愛護企業及び河川愛護活動支援企業への支援

(4) 環境に配慮した連携の重視

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活雑排水、また、外来生物の侵入等、多様な生物を育む良好な河川環境を保全・再生する上で、不利益となる要因は種々あります。

そのため、永続的に良好な河川環境が維持できるよう、行政と地域住民、河川愛護団体等とが連携し、環境教育・環境学習の場として活用を図るとともに、それら活動の促進・支援に努めます。また、在来種保全・再生のための外来生物対策として、地域住民等に対し、外来生物の侵入による在来種への影響や外来生物対策の必要性等について広報・啓発活動に努めます。



写真 4-14 不法投棄の例

(5) 河川情報の共有化の推進

地域住民の一人ひとりが河川の現状と課題を認識し、行政とともに問題解決に当たるためには、河川について広く理解してもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのため、パンフレットの配布やイベントの開催、インターネット等様々な情報伝達手段を活用することにより、情報の公開・提供に努めます。

図 4-23 インターネットホームページ（福岡県河川協会）